

昭和恐慌期における農業問題の激化と経済更生運動

池上彰英*

目次

I 課題と視角	2. 救農臨時議会における農村救済政策の決定—経済更生運動の成立—
II 昭和恐慌による農家経済の破綻と農業問題の激化	IV 経済更生運動の性格
1. 昭和恐慌の勃発と農家経済の破綻	1. 経済更生運動の概観
2. 昭和恐慌期における小作争議の激発	2. 経済更生運動と産業組合
3. 農村救済請願運動の抬頭	3. 経済更生運動と部落
4. 昭和恐慌期における農民組合運動—農民委員会運動を中心に—	4. 自力更生主義と経済更生運動の担い手
5. まとめ	5. まとめ
III 経済更生運動の成立	V 農民の反体制エネルギーの性格—むすびにかえて—
1. 農会による自力更生運動の提唱	

I 課題と視角

世界大恐慌にリンクした昭和恐慌の勃発（1930年）は、金本位制への復帰（1930年1月）により、「正常」かつ「健全」なる経済状態の回復をもくろんだ金融資本のおもわくを粉碎するとともに、資本主義体制自体を崩壊の淵に追い込んだ。社会体制としての資本主義を維持するためには、もはや金融資本の蓄積様式にもとづく社会編成をつづけることは不可能であった。今や、国家が生産・分配関係に政策的に介入し、社会の階級・階層関係の調整にあたることによってしか資本主義体制は維持できなくなったのである¹⁾。こうして日本資本主義は、1931年12月の金本位制からの最終的離脱と管理通貨制への移行、および管理通貨制の採用による資金的制約の撤廃にささえられた本格的なスペンディング・ポリシーの開始（高橋是清財政）を契機として、国家が階級調整機関として社会編成の主体となる国家独占資本主義に移行したのである。

昭和恐慌による資本主義的再生産過程の中断は、革命主体の形成²⁾とあいまって、資本主義

* 元東北大学農業経営学研究室・大学院

現農林水産省農業総合研究所海外部計画経済地域研究室

- 1) 牛山敬二「昭和農業恐慌」（石井寛治・海野福寿・中村政則編『近代日本経済史を学ぶ（下）』、有斐閣、1977、所収）p.174、同『農民層分解の構造—戦前期—』（御茶の水書房、1975）p.390～3、宇野弘蔵「資本主義の組織化と民主主義」（『著作集』第8巻、岩波書店、1974、所収）を参照。
- 2) 当時の日本に資本主義体制を崩壊せしめるほどの社会主義運動が存在していたかどうかは、はなはだ疑問である。むしろ問題は、ロシア革命による社会主義体制の成立が、国内の社会主義運動の伸張に反映されて、「支配階級には、当面それのもっていた実力以上に脅威を与え」たことにある。すなわち、「全般的危機は、両体制への分裂が国内の階級対立の激化に反映することによって作りだされたのであり、しかもそのばあい支配階級の危機感は、現実の危機の成熟よりはるかに大きなものだったのである」。大内力『日本経済論（上）』（東大出版会、1963）p.243～5参照。

体制存続の危機をひき起こしたが、この体制危機は、とりわけ失業問題・農業問題³⁾として顕在化した。昭和恐慌期に、農業問題の処理がそれほど大きな意義を持ったのは、直接的には工業部門での恐慌以上に農業恐慌が深刻な様相を示したからであろう。しかしそのことの本質は、昭和恐慌による農家経済の破綻と没落が農民の中に生み出した不定形な反体制的政治エネルギーが、労働者階級によって対自的な反資本主義運動として組織されるようなことがあれば、社会体制としての資本主義の存続が危ぶまれるということにある。農民を資本主義体制の編成主体たる国家が組織するか、社会主義運動の主体たる労働者階級が組織するかは、この時期の社会編成のあり方を決定すると言っても過言ではないほど重大な問題であった。

本稿は、昭和恐慌期においてこのような大きな意義を持った農業問題の処理を、国家による農民の組織化の過程として位置づけ、経済更生運動に着目して、そうした体制的危機における国家による農民の組織化の態様をさぐる。また、逆に経済更生運動を通じて、国家に組織化されるという形で処理されてしまったかに見える農民の反体制的政治エネルギーの性格と、それが国家によって組織化されるに至った理由について考えることを課題とする。

さて、国家が農民を組織化するためには、次の二つの課題の逐行が必要であった⁴⁾。第一の課題は、昭和恐慌が醸成した農民の反体制的政治エネルギーを、逆に結果として資本主義体制を維持・補強するようなエネルギーとして吸収することである。第二の課題は、こうした「反体制政治エネルギーの発生源⁴⁾」である農民の経済的困窮を実際に一定程度緩和することである。「この時期の国家が失業、農業問題を緩和する経済的機能をもっていないとすれば、政治的機能だけで反体制政治エネルギーを吸収、消化することは、とうてい不可能⁴⁾」だったであろう。国家による農民の組織化は、このような二つの課題をはたすべきものとして、政治的・経済的な二側面を持った政策として展開されたと言ってよい⁵⁾。昭和恐慌期に展開された農業諸政策を、農民の組織化という視角から見た場合、経済更生運動は、主としてその政治的側面を担当したと言ってよい。しかしながら、経済更生運動の重要な項目であった産業組合の整備・拡充や負債整理は、

3) 農業問題を、小農が支配的な農業部門において発生する解決困難な資本主義の社会的矛盾、という意味で考えるならば、それは帝国主義段階に発生し、第一次大戦後に本格的展開を見せるが、資本主義的な解決のめどが立たないまま、昭和恐慌期に資本主義の体制的危機の一環として深化したと言えよう。

農業問題概念について、詳しくは大内力編著『農業経済学』（筑摩書房、1977）p.22～32を参照。

4) 工藤昭彦「ファシズム体制期日本農業問題処理機構の研究序説」（『農業経済研究報告』第17号、1979）p.160～1参照。

5) ここに国家による農民の組織化の経済的側面と規定したものと、一般に経済の国家独占資本主義的組織化として考えられている諸政策との関連はどのように理解したらよいのだろうか。たとえば、この時期の米穀統制の強化や農業補助金の激増、産業組合系統組織の強化は、農業の（経済的な意味での）国家独占資本主義的組織化と言ってよいが、このような統制・計画性の導入によってしか経済制度としての資本主義の延命はなされえなかった。このような農業の国家独占資本主義的組織化は、一面において農村に生産・生活手段を供給する独占資本に農村市場の拡大や流通費用の節約という利益を与えるという性格を持ったが、他面価格支持や商人・高利貸資本の排除などの点で農民に一定の利益を与えた。このことに明らかなように、本稿で国家による農民の組織化の経済的側面と呼んだ農民の経済的困窮の緩和という課題は、本来農業の（経済的な意味での）国家独占資本主義的組織化全般の一環として理解すべき性格を持つ。

米穀統制政策や肥料政策・農業金融政策などの展開に裏づけられてではあるが、それ自体農民の経済的不満を緩和する上で大きな意義を持ったのである。それゆえ、経済更生運動を通じた農民の組織化の過程を見るときには、運動の持つこうした二面性に考慮をはらうことが肝要である。

本稿は以上のような視角から経済更生運動を見るが、あらかじめ断わっておくならば、経済更生運動は、当初恐慌対策、厳密に言うならば恐慌によって激化した農業問題の処理政策、として出発しながら、日中戦争の開始（1937年）を契機として大きくその性格を変化させた。すなわちこの過程で経済更生運動は、戦時体制（戦時統制経済）への農村統合の手段となるのであり、他方この時期満州農業移民が国策化されるのに伴い、満州農業移民計画をも運動の有力な一環に組み込んだのであった（1938年分村移民計画確定）。本稿では、戦時体制への突入を契機として、経済更生運動の性格変化が見られることをふまえ、それ以前の時期、すなわち昭和恐慌期の経済更生運動に課題を限定するものである。

本稿の大まかな構成を述べるならば、まずⅡでは、昭和恐慌が惹起した農民の反体制的政治エネルギーが、様々な形態をとった運動として噴出する状況を見る。次にⅢでは、Ⅱで見たような農業問題の激化をふまえて、経済更生運動が農業問題処理のための政策として成立していく過程を見る。さらにⅣでは、こうして成立した経済更生運動の具体的な内容や性格を見る。そして最後にⅤで、経済更生運動に組織化され解消されてしまったかに見える農民の反体制的政治エネルギーの性格を確定する。

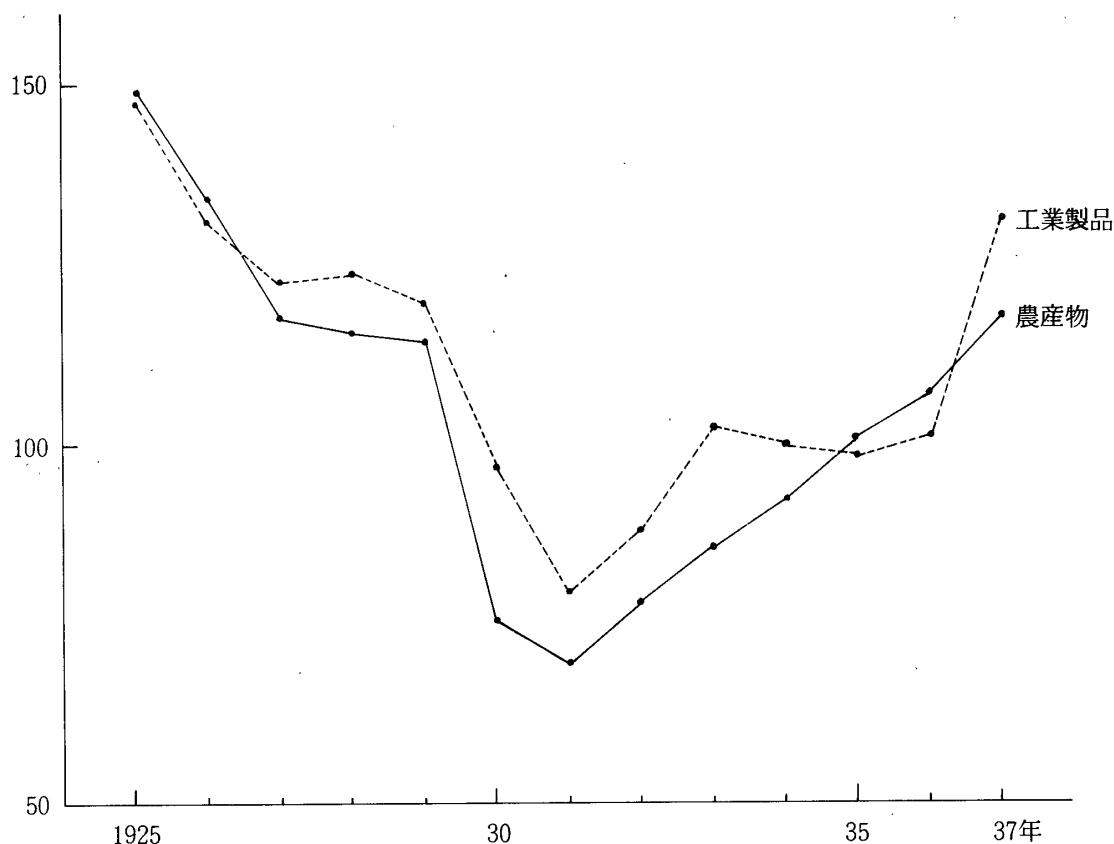
経済更生運動は、政策として見る場合、正式には「農山漁村経済更生計画」と呼ぶべきものであるが、本稿では「経済更生運動」とする。その理由は、第一に、当時から「経済更生運動」ないし「農村経済更生運動」と呼ばれることが多く、その方が一般的だからであり、第二に、「計画」の樹立・実行が農民の自発的な恐慌克服へのエネルギーを吸収してこそ成立するものであり、その意味で経済更生「運動」と言う方が、その性格を的確に表現していると思うからである。また本稿では農村における経済更生運動の展開を対象とし、山村・漁村についてはさしあたり考察の外におくことを断わっておく。

Ⅱ 昭和恐慌による農家経済の破綻と農業問題の激化

1. 昭和恐慌の勃発と農家経済の破綻

1929年10月のニューヨーク株式市場崩落を契機とする世界大恐慌は、翌1930年日本にも波及し、日本経済を未曾有の大混乱に陥れた。昭和恐慌の勃発である。昭和恐慌は、農業恐慌をその重要な一環としてかかえており、このことは、すでに1920年代中頃から不況状態にあった農業部門を、さらに決定的な破綻においこんだ。こうした過程は周知のところであるが、後論との関係上最少限必要な限りで、いくつかの指標をもとに昭和恐慌が農家経済に与えた影響を概観しておきたい。

第1図によれば、1920年代半ばから低下をつづけていた工業製品価格・農産物価格は、ともに1930年に暴落を示し、さらに1931年に最低となった。しかしながら、恐慌時における価格低下の度合は、農産物においてはるかに大きかったのであり、恐慌の影響が農業部門においてより深刻であったことを示している。



第 1 図 農産物・工業製品物価指数 (1934～36 = 100)

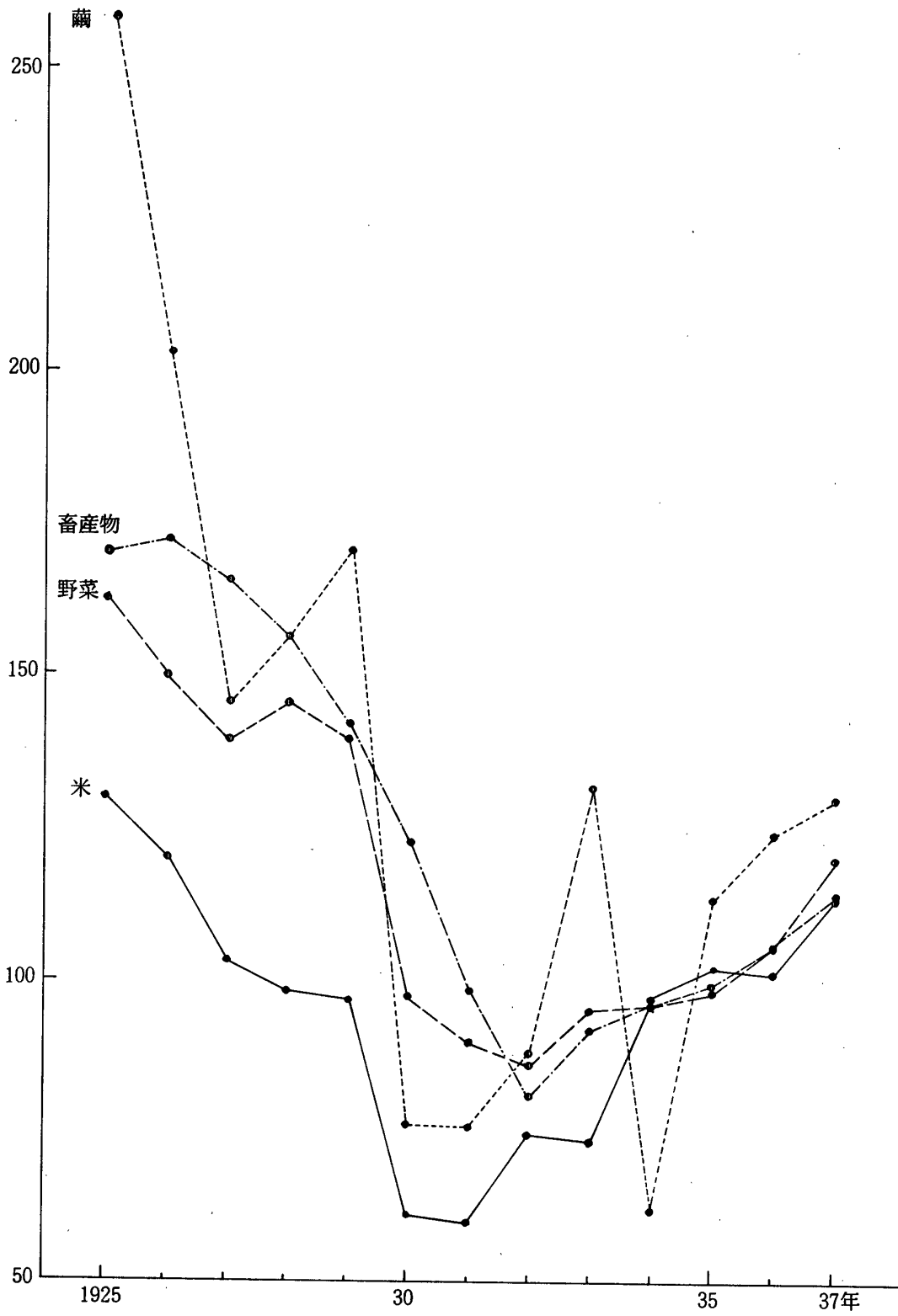
資料：大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期経済統計 8 物価』（東洋経済新報社，1967）P 167, 193 より作成。

次に第2図を見ると、等しく農産物価格の低下とは言っても、各産品によって価格の下落と回復の仕方に大きな違いがあることがわかる。ほぼ共通して言えるのは、1920年代半ばから1929年まで価格が漸落していること、そしてそれが1930年に暴落を見せ1931年ないし32年に底をうつこと（繭は1934年）、および1937年までに米を除いて1929年の価格水準を回復していないことである。米の価格回復が比較的早かったのは、1933年11月に米穀統制法が施行され、国家による強力な価格支持政策がとられたことによる。他方繭は恐慌時の価格低下が最も激しく、また恐慌からの回復も最も遅かった。長野県に代表される養蚕地帯において、昭和恐慌の農家経済への影響が最も深刻だったと言われるゆえんである。

最後に、第1表により昭和恐慌期の農家経済の状態を概観しよう⁶⁾。まず、ほぼ同一規模の経営においては、農業所得・農家所得とも、小作・自小作・自作の順に少ない。このことは高額小

6) この表の原資料は農家経済調査であるが、周知のように、当時の農家経済調査は比較的上層の、それゆえ相対的に経営状態がよいと想定される農家が対象となっている。下層農家の経済状態は、この表から読みとれる以上に深刻だったであろう。また、農家経済調査はしばしば調査方法と調査対象に変更があったが、第1表に記載した時期に限っても、1931年以降の調査対象農家の経営規模がそれ以前と比べてかなり小さくなっている。それゆえ1930年以前と31年以降について一貫した比較をすることはできない。

昭和恐慌期における農業問題の激化と経済更生運動



第 2 図 農産物類別物価指数 (1934 ~ 36 = 100)

資料：大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期経済統計 8 物価』（東洋経済新報社，1967）P 167 より作成。

作料の重圧として容易に理解できるが、重要なことはむしろ、昭和恐慌期においては、小作経営はもちろん、相対的には経営状態のよかった自作経営においてすら、経営が破綻に瀕していたということである。農家所得は、恐慌が勃発した1930年に急激な低下を見せたが、これは自作・自作・小作の各経営において等しく言えることである。次に農家所得の内訳を見ると、恐慌の影響は、農産物価格の下落に帰因する農業所得の低下に現われるのみならず、兼業所得の減少にも現われ、農家経済に二重の打撃を与えていることがわかる。農民は家計費を極限まで切りつめることにより農家所得の低減に対応したが、そのことによっても農家経済余剰の減少はさけられなかった。1931年以降の指標を見れば明らかなように、農家経済の恐慌からの回復は遅々として進まなかった。ただし、諸指標の中では農家経済余剰の回復が比較的急であったことが目につく。これは、家計費が農業所得や農家所得の伸びに見合った形では回復しなかったためであり、農家の「節約」と「忍耐」のたまものだと言ってもよいであろう。

恐慌による農家経済の破綻の状態は、以上見てきたとおりであるが、こうした経済状態の悪化は何も耕作農民に限ったことではなく、この時期地主経済も大幅な悪化を示した。すなわち、当時小作料は主として現物（米）納であったから、小作料の納入率を恐慌以前と同じと仮定しても、米価の低落により地主の収入は激減せざるをえなかったのである。しかも実際には、恐慌に帰因する農民の小作料支払能力の低下と小作争議により、小作料率は低下していた⁷⁾。他方支出面を見るならば、最大項目をしめる租税公課負担は、そもそも商工業者に比べて農業者とりわけ地主にとって過重な体系を有していた⁸⁾が、この租税公課は、恐慌期においても固定的な性格を持った。昭和恐慌期には、収入の減少と支出の固定により、地主経済もまた相当な悪化をさけられなかったのである⁹⁾。

2. 昭和恐慌期における小作争議の激発

以上見てきたような昭和恐慌による農家経済の破綻は、農民各階層の現状への不満を醸成し、それが様々な形態をとって爆発した。

第2表によって、小作争議の件数・参加人員・関係土地面積を見ると、まず、第一に、1926年を頂点にして減少傾向にあった小作争議件数が、1929年より再び増加に転じ、とりわけ31年以降それが顕著であったことがわかる。しかしながら、第二に、参加人員・関係土地面積を見ると、1920年代中頃から昭和恐慌期にかけて、明瞭な争議規模の縮小化が見いだせる。すなわち、昭和恐慌期には争議の多発化と規模の縮小化が同時にすすんだのである。

次に第3表により争議原因を見ると、同様に、1920年代中頃と昭和恐慌期の争議との間には大きな違いがある。すなわち、不作や小作料高率・不統一を原因とする争議が減り、小作地引上げ

7) 大内力『農業史』(東洋経済新報社、1960) p.209

8) 1933年における地主の租税公課負担は、同一所得の商工業者のほぼ3倍であり、所得額の約40%にのぼった—日本農業研究会編『日本農業年報』第8輯(改造社、1936) p.38~43参照。

9) 昭和恐慌期の農家経済の状態について、くわしくは暉峻衆三「昭和恐慌と日本農業」(大内力・加藤俊彦・三浦信邦編『世界経済と日本経済』、東大出版会、1973、所収)参照。同じく地主経済の状態については、同「昭和恐慌と地主・ファシズム」(日高普・大谷瑞郎・斉藤仁・戸原四郎編『マルクス経済学理論と実証』、東大出版会、1978、所収)参照。なお両論文とも改訂され、同『日本農業問題の展開(下)』(東大出版会、1984)第5章の一部をなす。

第 1 表 農家経済諸指標

	1925	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
経営耕 地面積	182	175	175	177	176	170	130	129	132	132	130	128	132
自作													
自小作	159	177	169	168	175	154	124	124	124	126	128	131	127
小作 (a)	152	163	160	162	165	162	119	122	123	125	126	124	122
農業所得 (円)	1396	1175	1095	1047	986	580	478	544	667	673	765	849	1007
兼業所得 (円)	492	423	326	347	271	195	122	119	126	126	134	130	130
農家所得 (円)	1888	1598	1421	1394	1366	837	641	703	838	837	954	1030	1194
家計費 (円)	1270	1134	1092	1036	996	768	546	558	598	673	695	772	771
農業経済余剰 (円)	357	215	101	97	95	-82	10	71	144	158	160	188	302
自小作													
小作	251	254	103	144	114	-69	-11	74	125	75	182	161	253
兼業所得 + 兼業所得 + 家事収入 + 家事収入と	322	59	101	68	-2	-83	-21	51	90	51	56	102	170

資料：農林省統計情報部編『農業経済年統計第1巻農家経済調査（全国・地域別）』（農林統計協会，1974）より作成。

(注) 1928年までは、農家所得 = 農業所得 + 兼業所得。1929年以降は、家事収入という調査項目もあり、農家所得 = 農業所得 + 兼業所得 + 家事収入となる。

池 上

第 2 表 小作争議件数・参加人員・関係土地面積

	小作争議 件数(件)	参加人員(人)				関係土地面積(町)	
		地主		小作人		総数	1争議当
		総数	1争議当	総数	1争議当		
1924	1,532	27,223	17.8	110,920	72.4	70,387	45.9
25	2,206	33,011	15.0	134,646	61.0	95,940	43.5
26	2,751	39,705	14.4	151,061	54.9	95,652	34.8
27	2,052	24,136	11.8	91,336	44.5	59,168	28.8
28	1,866	19,474	10.4	75,136	40.3	48,694	26.1
29	2,434	23,505	9.7	81,998	33.7	56,831	23.3
30	2,478	14,159	5.7	58,565	23.6	39,799	16.1
31	3,419	23,768	7.0	81,135	23.7	60,365	17.7
32	3,414	16,706	4.9	61,499	18.0	39,028	11.4
33	4,000	14,312	3.6	48,073	12.0	30,596	7.6
34	5,828	34,035	5.8	121,031	20.8	85,838	14.7
35	6,824	28,574	4.2	111,164	16.3	70,745	10.4

資料：農林大臣官房統計課『農林省統計表』昭和10年版P12より作成。

第 3 表 小作争議原因別・小作人要求別件数割合

(単位：%)

	原因					小作人要求		
	不作	高率・ 不統一	農産物 価格下落	小作地 引上	小作料 滞納	小作料 一時減	小作料永久 減・統一改定	小作継続 確認・賠償
1924	66.6	10.0	0.5	1.6	—	68.1	23.4	1.6
25	62.6	12.6	0.0	7.8	1.6	65.5	21.5	7.3
26	71.1	6.8	0.1	11.5	1.8	73.1	9.9	11.4
27	50.6	10.1	1.0	21.1	2.4	58.8	12.3	20.3
28	47.3	6.5	0.6	24.7	3.3	54.3	9.5	24.5
29	50.6	4.7	0.1	28.9	4.0	55.0	6.2	28.6
30	22.9	5.0	11.5	40.4	5.4	42.1	7.7	39.8
31	34.2	2.9	7.0	38.2	5.1	47.1	4.9	38.1
32	31.0	2.2	1.5	44.5	9.2	37.1	3.5	45.0
33	16.2	2.6	0.5	56.9	12.1	25.3	3.2	56.7
34	33.3	1.5	0.5	46.4	8.7	37.2	1.9	45.1
35	35.9	1.0	0.2	44.4	10.8	38.3	1.5	44.4

資料：農林大臣官房統計課『農林省統計表』昭和10年版P12、農民組合史刊行会『農民組合運動史』（日刊農業新聞社、1960）付録P2～3より作成。

(注) 原因、小作人要求とも全件数に対する割合。

を原因とする争議が増えている。この結果を小作人要求別割合と照らし合わせて考えるならば、1920年代中頃の小作争議が、不作や小作料高率・不統一を原因として小作人側が小作料減額を要求して発生したものを主流としたのに対し、恐慌期には、地主の小作地引上げに端を発し、小作人側の小作継続要求にもとづき展開される争議が増加したと言える。

恐慌による農家経済・地主経済の悪化は、地主の自作化・小作料引上げのための転貸・負債整理のための売却等を目的とする土地取上げを激発させ、農産物価格下落・兼業機会喪失による収入減少と多額の負債累積の中で少しの耕作地をも手放すわけにはいかない小作人との間で、生活をかけた激しい争議が展開されたのである。

3. 農村救済請願運動の抬頭

以上のように小作争議が激発する中で、こうした地主・小作の土地をめぐる争いには一定の距離をおきつつ、しかし恐慌期の農民各層の不满を一定程度吸収しながら、抬頭したのが農村救済請願運動であった。

農村救済請願運動は、1932年に勃興し、同年の第62・63臨時議会へむけて大きな盛りあがりを見せた。ここでは、この運動の経過と意義について、自治農民協議会によるものを中心に論じたい。

第62・63臨時議会へ向けての農村救済請願諸運動のうち、最も著名かつ大規模（署名数においても地域的広がりにおいても）であり、また、運動の質からいっても注目すべきなのは、自治農民協議会によるものであった。自治農民協議会は、1932年4月、長野朗を中心に、和合恒男（長野・日本農民協会）、橋孝三郎（茨城・愛郷塾）、稲村隆一（全農新潟県連）、宮越信一郎（福島・国民解放社）らにより結成された農本主義的傾向の強い団体であるが、同協議会は結成後ただちに第62臨時議会（同年6月）へむけて農村救済を求める請願運動を開始した¹⁰⁾。その請願の内容は、

- 一． 農家負債三ヶ年据置
- 二． 肥料資金反当り一円補助
- 三． 満蒙移住費五千万円補助

の三項目であり、2ヶ月に満たない期間に「16県3万2千人の農民署名¹¹⁾」を集め、6月2日、議会へ提出した。

さらに、これに次いで6月5日には、長野県・北信不況対策会が農民5千名の署名より成る以下の五項目の請願書を提出した¹²⁾。

- 一． 現下経済困難に直面し、支払猶予令を即時発布せられたきこと
- 二． 物価に順応し相当債務の切下を断行せられたきこと

10) 日本農業研究会編『日本農業年報』（以下『年報』と略す）第1輯（改造社、1932）p.55～7、『農村社会運動の動向』（協調会、1932）p.51～56、安田常雄『日本フェシズムと民衆運動』（れんが書房新社、1979）p.388～94、p.413～4参照。

11) 前掲『年報』第1輯p.55、内務省警保局によれば18,887。

12) 『年報』第1輯p.57～8参照。

三． 諸税大幅減を図られたきこと

四． 利息制限法を改正し、農村に貸付ける利率は年三分以下とし最長年賦救済法により旧債借換の途を講ぜられたきこと

五． 主要農産物に対し損失を生ずる場合は政府は之を補償せられたきこと

第62臨時議会は、農村救済をめぐって空前の盛りあがりを見せたが、何ら具体的政策の提示がなされないまま、2ヶ月後に再び臨時議会（第63次、いわゆる「救農臨時議会」）が開かれることになった。自治農民協議会の請願運動は、この議会に向けても、前以上の盛りあがりを見せながら継続された。今回の請願条項は以下の通りであった¹³⁾。

一． 政府低利資金三ヶ年据置、利子補償ノコト

二． 農民ノ生活権ヲ確保スル様強制執行法ヲ改正スルコト

三． 三億円ノ開墾事業ヲ起シ、且開墾助成ノ範囲ヲ広ムルコト

四． 適当ナル移民教育ヲ施シ海外移住助成金一人当百円、内地移住助成金一人当百円ヲ給付シ且婦農移住者ニハ助成米一人当三斗ツツ三年間支給スルコト

五． 俸給ヲ物価ニ平行セシメ上下ノ懸隔ヲ緩和スル様俸給令ヲ改正スルコト

以上の内容をもった五ヶ条請願は「5万人の署名¹⁴⁾」を集め、議会に提出された。さらに自治農民協議会は請願の第二項目に関連して、議会に民事訴訟法と国税徴収法の一部改正案を提出した。これは、前者が「農業者カ其生産ニ依ル収穫ノ中次ノ収穫迄債務者及其家族ノ生活ニ必要ナル食料」及び「立毛」「自作農業者カ其一家ノ生計ヲ営ムニ必要ナル耕作地」「農業者ノ住宅及敷地」の差押禁止、後者が「農業ニ必要ナル器具種子肥料及牛馬並ニ其飼料」「器具及材料」の差押禁止を内容とするものであった¹⁵⁾（これらは第62臨時議会においては採択に至らなかった。その後、このうちの「食料」差押禁止案は、第65議会（1934）において衆議院を通過したものの、地主の猛反対を引起こした末、貴族院では握り潰され、第67議会（1935）において、期間を三ヶ月に短縮するという形で骨抜きにされてやっと成立した¹⁶⁾）。

自治農民協議会や北信不況対策会の請願運動については、従来しばしば中小地主・自作農的利益を代表しているという評価がなされてきた¹⁷⁾。しかし請願内容を見るかぎりでは、耕作農民の利益を一般的に、言わば最大公約数的に代表しているとは言えるが、それ以上に、ある限定的な階層の利益を代表しているという結論は引出せない。しかも、自治農民協議会の五ヶ条請願とともに提出された民事訴訟法一部改正案の「農業者カ……必要ナル食料」の差押禁止は、地主が（小作料として）小作人の飯米を差押えることを禁止する内容を持つのであり、小作人にとって有利な反面、「中小地主に於てはこの苦痛は致命的であ」¹⁸⁾ った。すなわち自治農民協議会の請

13) 内務省警保局編『昭和7年ニ於ケル社会運動ノ状況』p.921—安田前掲書p.425。

14) 前掲『年報』第2輯（1933）p.263,内務省警保局によれば42,505。

15) 前掲『昭和7年ニ於ケル社会運動ノ状況』p.934—安田前掲書p.427参照。

16) 前掲『年報』第5輯（1934）p.333~5,『同』第6輯（1935）p.264~6 参照。

17) こうした見解を代表するものとしては、中村政則『近代日本地主制史研究』（東大出版会、1979）p.309~10。

18) 前掲『年報』第5輯p.334。

願運動は、「地主寄り¹⁹⁾」だったのではなく、むしろ小作農も含めた耕作農民全般の利益を代表していたのである。

ただし自治農民協議会については、三ヶ条請願の第三項目に見られる如く、対外膨張的な思想傾向を持ったグループを含んでいたことは指摘しておくべきだろう。安田常雄氏によれば、三ヶ条請願の条文は日本農民協会の和合恒男によるものであるが、和合恒男は加藤完治とも交際があり、熱烈な満州移民主義者であった。また、五ヶ条請願後、日本農民協会は自治農民協議会の請願運動をはなれ、のちに満州移民の実行機関化するののである。このことは、当時の農本主義が、一方で耕作農民の即自的な要求を代弁しながら、他方でファシズム的な対外侵略に対し親和性を持っていたことを如実に表わしている。

請願運動の要求内容は、当時の耕作農民の即自的な体制への不満を吸収しうる内容を持っていたと言えるが、その性格は運動形態をみることによってより明確になる。それまで土地問題をめぐる小作農民の利害については、左翼的農民組合によりある程度階級的組織化がなされていたが、負債・税金・農産物価格など、請願運動の対象となっている課題についての取り組みは遅れていた。負債整理や税金引下げ・農産物価格補償などについても、農民組合や無産政党が政府なり地方自治体なりへ要求することはあったが、それはほとんど具体的な運動のともなわない、上部機関による形式的なものでしかなかった。その点、請願運動においては、負債整理や農産物価格補償について、個々の農民の署名を集めたうえで、議会に直接請願しているのである。ここでは、既成の政党や農会による握りつぶしや政府への代行的要求ではもはや処理できない農民の体制への不満が、農民組合の取り組みが遅れている中で、(即自的なままとは言え)直接的・組織的に糾合され、発現の場を与えられているのである。当時の新聞は、北信不況対策会の運動について「従来の御座なりな帝国農会や町村農会などの所謂旦那衆の運動と全く性質の異った窮民運動の態様を示している点に於いてその今後の展開如何は異常に注目されつつある²⁰⁾」と述べている。

以上明らかなように、農村救済請願運動の意義は、第一に、当時の耕作農民全般の即自的な体制不満をくみ取っている点、第二に、それが既成の機関によらず、より直接的な形で国家に提出されている点、第三に、署名という方法により、農民の教育と端緒的な組織化がはかられている点にある。

第62臨時議会に対しては、農村救済請願運動の他にも、「群馬県町村長の陳情」「道府県農会長協議会の救農決議」「全国町村長会の運動」等がなされ、他方、無産政党・農民組合の側でも、全国労農大衆党と全国農民組合が、「農民借金、税金、小作料の五ヶ年モラトリアムの即時断行」など五ヶ条の要請書を提出するなどの動きがあった²¹⁾が、国家にとって最も大きな驚きと恐怖であったのは、自治農民協議会や北信不況対策会の請願運動だったであろう。農村救済請願運動の盛りあがりにより惹起された国家の危機意識が、1932年の救農臨時議会において、時局匡救土

19) 中村前掲書p.310。

20) 「都新聞」1932年6月5日—高橋泰隆「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」(『土地制度史学』第65号, 1974) p. 6。

21) 前掲『年報』第1輯p.58~64, 前掲『農村社会運動の動向』p.58~66参照。

木事業や経済更生運動などの救農諸政策を成立させる大きな原因となったのである²²⁾。

4. 昭和恐慌期における農民組合運動

—農民委員会運動を中心に—

以上のような農村救済請願運動の盛りあがりを与えたインパクトに対し、農民組合はどのような対応を示したのか、あるいはまた一般に、当時の農民組合は、どのような運動によって、恐慌下の農民の不満を組織化しようとしていたのか。これらのことを論ずることを通じて、農民の反体制的な政治エネルギーの対自化の可能性についてふれておきたい。

自治農民協議会などによる農村救済請願運動が澎湃として起こるのに先立つ、1931年8月、全国農民組合全国会議派（全農全会派）は、第1回全国代表者会議において、農民委員会運動を提起していた²³⁾。この農民委員会運動方針は、翌1932年1月の第2回全国代表者会議において、より深化されるが、その目的、そして画期的意義は「単に小作争議的な問題にとどまらず、借金、税金、飯米、仕事、電灯料など、恐慌情勢のなかに高まる万般の農民諸要求に大衆的農民運動を対応させようとしたところにある²⁴⁾」と言ってよい。すなわち、恐慌下の農民の不満は、従来の小作料引下げや耕作権確保を要求しての小作争議だけで解決しえるものではなかった。農民が資本主義経済にまきこまれていることによって生じた負債の累積や購入品の独占価格の問題、あるいは政府に対しての税負担軽減問題などが、この時期農民運動の課題としてクローズアップされていたのであり、それに対応する新しい運動形態が農民委員会運動だったのである。

このように、全農全会派が、農民委員会運動により「全農全国会議の本来の闘争をただ小作争議のみに限り、他の闘争を何等かの片手間の如く考へる誤りをすて……勤労農民の諸々の不平不満をとらへて、広汎に動員に組織²⁵⁾」しようとしていたちょうどそのころ、自治農民協議会などの農村救済請願運動がおこった。請願運動の盛りあがりに対して、全農全会派は、以下のように危機感を表明している。

「最近抬頭しつつあるファシズム諸勢力は上記の関係をたどって、たくみに農村勤労大衆をとらへつつある。自治農民協議会や北信不況対策協議会のごときはこれである²⁶⁾。」

22) 農村救済請願運動については、文中引用したほかに、島袋善弘「昭和恐慌期における農民の諸動向について」(『一橋論叢』第68巻第3号, 1972)、安富邦雄「昭和初期救農政策の形成=消滅過程に関する若干の考察」(福島大学『商学論集』第40巻第3・4号, 1972)、長原豊「1932年『農村救済請願運動』の特質」(『農業経済研究』第52巻, 第1号, 1980)などを参照した。

23) 大島清氏によれば、農民委員会運動に結実する新しい運動形態は、1927年以降左翼的な農民組合運動の中で、農民大会・村民大会あるいは農民代表者会議という形で模索されてきたものだという。大島清「昭和恐慌と反独占農民運動」(法政大学経済学会『経済志林』第48巻第3号, 1980)、同「昭和恐慌下の農民委員会運動」(『同』第51巻第2号, 1983)参照。

また安田常雄氏によれば、農民委員会運動の方針は、般若豊(埴谷雄高)により、1931年6月に始めて提起されたという。安田前掲『日本ファシズムと民衆運動』p.353~61参照。

24) 一柳茂次「全農全国会議派の歴史的意義」(農民運動史研究会『日本農民運動史』, 東洋経済新報社, 1961, 覆刻版御茶の水書房, 所収) p.351。

農民委員会運動の具体的内容および意義について、くわしくは一柳論文参照のこと。

25) 全農全会第2回全国代表者会議「農民委員会運動方針」(法政大学大原社会問題研究所編『資料室報』第258号, 1979, 収録) p.7~8。

文中「上記の関係」というのは、「農村プロ、貧中農が役場へだす諸届、地主にたいする闘争以外のことで裁判所警察へ呼びだされた場合、遠方の町へ出稼ぎしてゐる息子からの手紙の判読、手紙の代書、病人の相談、冠婚葬祭等々はみな村の有志といふ地主金持やその手先共の手で世話されてゐる。従って農民委員会運動で一時動員された大衆はもちろんのこと、組合員大衆でさへもこれらの問題については組合の幹部に相談せず政友会や民政党の馬の脚、在郷軍人会の幹部の世話になってゐる²⁶⁾」というような関係を指す。これを見れば明らかなように、全農全会派は、農民の組織化において、部落の日常生活に「根強い網」を張る旧来の部落支配者層や、そうした部落秩序を「逆に楨杆として組織する²⁷⁾」請願運動に対して大きく水をあけられていたのである。

全農全会派は、そうした部落内部に入り込んだ組織化の立ち遅れに対して、1932年7月、部落世話役活動を提起する。部落世話役活動は、

「農村に於ける『戦術的な働き手』は何よりも先づ恒常的に部落に定住し、彼自ら生業に従事せねばならぬ。組合の事務所から時々部落へ出かけて行くのでは真の世話役ではない。従って部落世話役活動といふのは何よりも先づ『戦闘的働き手』の部落に於ける日常の生活方法、生活形態であつて何等かの特殊な運動といふが如きものではない。この理解の上に立つならば世話役活動の内容は自ら明かだろう。即ち嫁の世話、夫婦喧嘩の仲裁から初まって、病人のある家族、出征兵士の家族の農耕の手助や又仮執行の『赤紙』の相談から手紙の代筆に至るまで、部落大衆のための最も親切にして徳望ある部落の相談相手である²⁸⁾」

というものであった。農民諸階層の多面的要求にこたえようとする農民委員会運動が部落世話役活動という戦術を獲得することにより、農民組合運動もまた農村救済請願運動同様恐慌下農民の反体制的な政治エネルギーを組織化するに足る方針を獲得しえたと言ってよい。

農民委員会運動は、部落世話役活動をふまえた上で、1932年8月、以下のように定式化された。

「全農は本来小作人組合であつた。だが全国会議は革命的原則の立場か(ら)それを貧農と(を?)主要構成要素とした勤労農民の組織に発展せしめたのである。そして吾々の究極的目的である土地問題解決のために小作料減免の闘争のみやるのではなく、税金、借金、独占価格その他一切の日常利害に関する闘争を展開するのである。又中農は現在地主ブルジョアジーに従属してゐるが、戦争と恐慌の深化に伴ふ税金、借金、独占価格による負擔に苦しみ只闘争によつてのみ解決すべき状態に立ち至つてゐる、従つて全国会議は此等の革命的中農をも農民委員会活動を通じて獲得されなければならぬ²⁹⁾」

農民委員会運動は、左翼農民組合運動の課題が、資本主義的な農業恐慌の勃発により、小作問題にとどまりえなくなり、資本主義に対する諸闘争が提起されたことを表わすと同時に、恐慌期の農民の反体制的な政治エネルギーの対自化の可能性が与えられたことをも意味する。

他方、全国農民組合総本部派(全農総本部派)も、この時期全会派の農民委員会運動と同じ性格を持った方針を提起していることは注目に価する。1932年3月の全農第5回全国大会(総本部

26) 全農全会機関紙『農民新聞』第6号(1932年7月1日付)——柳前掲論文p.356。

27) 長原前掲論文p.7。

28) 全農全会全国委員会「全農全国会議第1回全国大会議案」(1933年4月)——安田前掲書p.358。

29) 前掲「全農全国会議第1回大会議案」——安田前掲書p.361。

派単独大会)に提出された農村代表者会議闘争の目的は、小作問題だけでなく、独占価格・借金・高利・租税負担の過重などの問題に対する農民諸各層の不满をも正確に把握し、「一般的農民闘争を激発し、これを反資本、反地主戦のために組織化」することにあつた。そのための方法は、「各市町村毎に、地主を除く一切の農民を包括する組織を」作り「之等の村単位の組織間に代表者会議を構成せしむる」というものであつた³⁰⁾。全農全会派の農民委員会運動に加えて、総本部派による農村代表者会議闘争の提起をも考え合わせるならば、昭和恐慌期における農民諸階層の反体制的な政治エネルギーの性格について、左翼的な農民組合運動の主体が1931,2年ごろにはかなりの確な認識を持っていたことがわかる。

すでに述べたように、恐慌期において、小作争議件数は激増する。このことは、それ自体農民の反体制的な政治エネルギーの噴出であり、農村の社会不安を惹起するという意味で、国家の危機意識をかきたてる。しかし、農民の反体制的な政治エネルギーが、小作農による地主への運動という発現形態をしか取らないのであれば、運動の広がりも階層的にも地域的にも限定されるのであり、処理も比較的容易である。ところが当時の小作農の不满は、小作問題に収斂されないものであり、農産物価格下落やシェーレ、あるいは兼業機会喪失など、資本主義(恐慌)に帰因する諸現象にも向けられていた。こうした小作農の不满は、実は自作農の不满でもあり、当時の耕作農民全体に共通なものといえた。そして、当時の農民組合が、こうした農民諸階層の体制への不满を対自化する可能性をはらんでいた以上、国家は左翼的な農民組合への徹底的な弾圧をすすめる一方で、自らによる農民の組織化を急務としたのである。

5. まとめ

以上見てきたように、1932年という時点において、恐慌下農民の即自的な体制への不满は、一方では自治農民協議会等による農村救済請願運動により組織化の端緒を与えられるとともに、他方では左翼的な農民組合によっても、農民委員会運動や農村代表者会議闘争という形で対自化の具体的可能性が提示された。こうした時点において、国家が農村経済更生運動を政策として確定して、農民諸階層の上からの組織化を開始するのは偶然ではない。

すなわち、昭和恐慌は、農民の反体制的な政治エネルギーを醸成し、農業問題を激化させたが、それは一方で、多様な形態をとった農民の反体制運動となって爆発すると同時に、他方で国家にもいよいよ本格的な農業問題処理政策の必要を感じせしめた。そして、この場合の農業問題処理政策は、この時期、下からの農民の組織化の動きが見られたことに対応して、(国家による)上からの農民の組織化としての性格を有していなければならなかったのである。

Ⅲ 経済更生運動の成立

1. 農会による自力更生運動の提唱

今まで見てきたように、激しい恐慌によって醸成された、農民諸階層の体制への不满は、様々な形態をとった運動として噴出した。他方、このような農村経済の破綻と社会不安の醸成に対し、

30) 農村代表者会議闘争については、前掲『農村社会運動の動向』p.84~7を参照。

既成の農村秩序の担い手であった農会も、黙って手をこまねいていたわけではない。農会は、農業恐慌を打開し農村の秩序を回復すべく、農民自身の恐慌打開への努力を提唱し農村のゆるんだたがをひきしめるとともに、他方では、農業者の利益代表機関として政府に対して諸々の農村救済策を要求した。こうした恐慌期の農会の活動は、本稿にとって二つの点で興味深い。第一に、農会が農民に提唱した恐慌打開への努力は、小商品生産者としての農民の恐慌への一つの対応の仕方——自力更生——を典型的に示している。第二に、農会の自力更生運動の提唱は、本来農会の自主的な運動としてあったが、結果としてそれが政府に取りあげられることによって、この時期の国家の重要な農業問題処理政策たる経済更生運動として定着していった。すなわち、ここで恐慌期の農会の活動を見ようとするのは、第一に、小商品生産者たる農民の恐慌対応の一典型である自力更生について確認したいからであり、第二に、経済更生運動の政策としての確立過程を見る上で不可欠だからである。

農会による自力更生運動の提唱を見る前に、農会の階級的な性格についていちべつしておこう。周知のように、市町村農会は、基本的にその地区のすべての農地所有者と農業経営者によって構成された（強制加入）。それゆえ農会は、農村内部の力関係に規定されて、地主を主導階級とした。だが、それは必ずしも狭い意味での地主の利害のみを問題にしたということではなく、地主の利益に反しない（土地所有関係に抵触しない）かぎりでは農業者全般の利益を代表する、一種の階級融和的な性格を持った。農会の農政運動も、「それ自体としては、すなわち農政運動をおし進めた農会人の意識からいえば、決して地主的でも政府与党的でもなくて、真面目に全農業者の利益を広く擁護して、農村農業の協調的発展をおし進めることを目標としていた³¹⁾」ものとしてとらえるべきであり、自力更生運動も、このような目標から提起されたと考えられるべきである。

ただし、農会の地主的性格は、1920年代に小作農民運動が勃興することにより、いよいよ顕現化する。恐慌期の農会の農政運動は、小作問題には全く触れないのであり、この点で、飯米差押禁止法案の提出により小作農の利益をも代弁した請願運動とは、全く性格を異にする。

さて、帝国農会が恐慌下において始めて農村不況打開策についての決議を行なったのは、1930年7月の道府県農会長協議会においてであった。この協議会は、「刻下ノ不況打開策」を、「政府ニ要望スル事項」と「農会自ラ行フベキ事項」に分けて決議している。前者は、1. 農家負担ノ軽減 2. 農村金融ノ改善 3. 米価ノ維持 4. 繭価ノ維持 5. 其ノ他ノ施設 の五項目であり、後者は次のような内容を持った³²⁾。

- 一、 農村ニ於テハ此際進ンデ経済緊縮ノ実ヲ挙ゲ農家ヲシテ左ノ如キ方法ニ依リ特ニ自給主義ニ則ラシムル様努ムルコト
 - (イ) 農業生産ニ対シテハ勤労主義ニ依リ品質ノ向上生産費ノ低減ニ極力留意スルコト
 - (ロ) 余剰労カヲ利用シテ商品価値アル副業品ノ生産ヲ奨励スルコト

31) 系統農会史編纂会 系統農会史資料第5号『帝国農会を中心とした系統農会の農政運動史』（栗原百寿稿）p.10。

32) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿 資料編』（農民教育協会、1972）p.1047～51、以下『資料編』と略す。

- (イ) 農村生活並ニ農業経営ノ必需品ハ出来得ル限り自給品ヲ使用シ冠婚葬祭等ノ冗費ヲ省キ、極力物品購入ニ依ル現金支出ヲ節約スルコト
- ニ、農家生産物ニ対シテハ左ノ点ニ留意スルコト
 - (イ) 生産ノ統制ヲ図ルコト
 - (ロ) 出荷団体ヲ設立普及セシメ共同販売ヲ励行スルコト
 - (ハ) 海外販路ノ拡張ヲ図ルコト
- 三、農村計画ノ樹立ノ促進ニ努メ其ノ実行ヲ図ルコト
- 四、各種産業団体トノ聯絡提携ニ努ムルコト

決議は、「恐慌下を通じて、系統農会对内活動の基底となった³³⁾」ものであるが、この時点で、自給主義・勤労主義による品質向上と生産費低減・副業の奨励・節約・生産の統制・共同販売・農村計画の樹立など、後の経済更生運動の支柱が、農会の対内活動方針として提起されていたのである。

農会は他方で政府に要望する事項の決議をしていることに明らかなように、決して農民自らの努力のみによって恐慌打開が可能だと思っていたわけではない。むしろ「斯ル異常ノ不況ニ対シテハ農家ノ独力ニヨリ之ヲ排除シ之ヲ打勝ツコトハ不可能的難事³⁴⁾」と考え、農村救済策を要求する運動を積極的に展開していた。とは言うものの、農会が、政府に農村救済策を要求する一方で、対内的には、ただちに自給主義と勤労主義による自力更生を提唱したことは注目に値する。

このような自力更生運動の提唱は、恐慌により激化した小作農の不满を土地問題から回避するものであり、既成の農村秩序の維持にも役立つ。これらの点で、自力更生運動は地主の利益に合致するものであり、だからこそ系統農会の運動方針にもなりえたのであろう。しかしながら、自力更生運動は、狭い意味での地主的な利益に基づいて提起されたわけではない。小生産者たる農民は、自らの経営を「合理化」し、労働の自己搾取を行なうことによって、ある程度収支を調整することができるのであって、たとえそれが激しい恐慌の渦の中においては実りの少ない努力にすぎないにしても、そうした努力への志向を失うことはない。農会は、このような耕作農民の性格を的確に把握して運動方針化したと言うべきなのである。

帝国農会は、その後、1931年4月の道府県農会幹事主任技師協議会において、「農村ノ更生ヲ期スル」ために、郡市町村農会は、1. 農村計画ノ確立 2. 農民精神ノ作興 3. 農業経営ノ改善 4. 農家生産物ノ配給統制 を実施しなければならないと決議している³⁵⁾。さらに翌1932年4月の同協議会においては、「農村不況打開ノ方策ハ素ヨリ多々アリト雖モ対内的方策トシテハ要スルニ全農家ヲシテ汪洋セル自力更生精神ノ下ニ其ノ農業経営ト生活ヲ根本的ニ革新改善セシムルコトヲ以テ最大急務トス」として「農業経営改善指導ニ関スル件」の決議を行なっている³⁶⁾。ここ

33) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿 記述編』（農民教育協会、1972）p.521、杉村乾稿、以下『記述編』と略す。

34) 帝国農会第21回通常総会（1930年10月）農林大臣諮問「農村ノ不況ニ鑑ミ農家ノ採ルベキ方策如何」答申一前掲『資料編』p.871～2。

35) 前掲『資料編』p.1061。

36) 前掲『資料編』p.1070～2

において始めて「自力更生」が用語として登場するが、その趣旨は、すでに1930年に方針化されていたものと同じである。

1932年6月、第62臨時議会開催中に開かれた道府県農会長協議会においては、政府に対して、1. 農家ノ負債整理 2. 農産物価格ノ引上 3. 農家ノ負担軽減 を求める「農村救済断行ニ関スル決議」を行なったほか、「農村ノ自力更生ニ関スル決議」、「農業助長政策改善ニ関スル要望決議」がなされた。この「要望決議」は、「農業ノ指導奨励ニ関スル事業ノ如キハ挙テ自治的団体タル農会ヲシテ行ハシメ、以テ農民ノ自力更生ニ資スルハ最モ緊切ノコトナリト信ス」として、1. 農会ニ於テ行フ農業経営ノ改善並農村産業計画樹立ニ関スル事業費 2. 農会ニ於テ行フ農産物ノ配給改善ニ関スル事業費 3. 郡市町村農会技術員俸給費 に対する政府の助成を要求したものであった³⁷⁾。すなわち、農会の意図としては、「農家ノ負債整理」・「農産物価格ノ引上」・「農家ノ負担軽減」を行なう主体は政府であるが、「農村ノ自力更生」の主体はあくまでも農会であり、政府にはそれに対する財政的援助を要求していたのである。実際、「この協議会后、各道府県農会は直ちに郡市農会長会議或いは同幹事主任技師協議会などを開催して自力更生運動の展開を決議、郡農会は町村農会長会議或いは同技術員会を催し末広がり農会への浸透をはかって行った³⁸⁾」のであった。

ところがその後、農会の自力更生運動は、ほとんどその理念を受けつがれたまま、経済更生運動と名をかえて、政府の農村救済政策（＝農業問題処理政策）の一環に取り込まれていく。しかもこの場合、農会は経済更生運動の不可欠の推進機関の一つとはされたものの、その位置づけは、産業組合と比べてはるかに低いものでしかなかったのである³⁹⁾。

次の課題は、国家が農会の提唱した自力更生運動を取り込み、経済更生運動として確立していく過程を見ることであり、なぜ国家が経済更生運動をこの時期の農業問題処理政策の中心にすえねばならなかったのかを検討することである。

2. 救農臨時議会における農村救済政策の決定

—経済更生運動の成立—

1932年6月の第62臨時議会は、自治農民協議会の請願運動をはじめとする、各種団体の農村救済要求が集中する中で、農業問題をめぐり、非常な盛り上がりを見せた。しかし、以下のような決議を残し、政策の決定は次の臨時議会に持ちこされた。

「政府は現内閣成立の使命に鑑み時局匡救に適切なる経済施設と人心安定の対策を遂行するため成るべく速かに更めて臨時議会を開き、通貨流通の円満、農村その他の負債整理、公共事業の徹底的実施、農産物その他重要産業統制等に関し必要なる各般の法律及予算案を提出すべし⁴⁰⁾」

37) 前掲『資料編』p.1077～9。

38) 前掲『記述編』p.530。

39) そのため、経済更生運動の開始時に、農会の不満が惹起され、産業組合との対立も起こった。政府の経済更生運動に対する地方農会幹事の不満については、前掲『記述編』p.537参照。農会による反産業組合運動については、前掲『日本農業年報』第3輯（1933）p.139参照。

40) 前掲『日本農業年報』第1輯p.70。

第 4 表 時局匡救事業費の概要 (予算)

(単位：百万円)

		1 9 3 2	3 3	3 4	合 計
国 家 負担分	一般会計①	1 6 3.2	2 2 1 3.8	1 4 5.4	5 2 2.4
	特別会計	1 3.2	1 6.1	4.6	3 3.9
	計	1 7 6.4	2 2 9.9	1 5 0.0	5 5 6.3
地 方 負 担 分		8 7.5	1 3 6.0	8 5.1	3 0 8.6
総 計		2 6 3.9	3 6 5.9	2 3 5.1	8 6 4.9
一般会計歳出総計②		3,091.4	2,320.5	2,223.8	6,635.7
①/② (%)		7.8	9.2	6.5	7.9

資料：大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第5巻（東洋経済新報社，1957）

P 264 より作成。一般会計歳出総計については，大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻（統計）（東洋経済新報社，1978）
P 164 より作成。

(注) 時局匡救事業は原則として1934年度で終わるが，一部事業については，
1935年度以降にも支出がなされている。宮本憲一「昭和恐慌と財政政策」
（川合一郎他編、『講座 日本資本主義発達史論Ⅲ』，日本評論社，1968）
P 197によれば，1935年度支出は，国家負担合計で，40.5百万円

農村救済政策の決定を課題とする第63臨時議会は，2ヶ月後の同年8月開催された。いわゆる「救農臨時議会」である。政府は，第62臨時議会閉会后，この議会開会までに，農村救済政策の大綱決定を迫られたが，この過程でクローズアップされたのが，すでに農会によって提唱されていた自力更生運動をモデルとする，経済更生運動である。第62臨時議会閉会時に，農村救済策として想定されていたのは，上の決議からもうかがえるように，農村金融の円滑化・負債整理・土木事業・米穀等の生産ないし価格統制などであった。これらは，実際救農臨時議会の重要な議題であり，いくつかの具体策も決定された。とりわけ，予算規模からいって最大だったのは，救農土木事業である。しかし他方で，救農土木事業と並ぶ農村救済政策の柱として，救農議会で決定されたのが，経済更生運動だったのである。救農土木事業と経済更生運動に焦点をあてて，農村救済政策の成立について見よう。

『日本農業年報』によれば，「第2次臨時議会（＝第62臨時議会—引用者）終了後，時局救済案として最も有力化したものは，内務；農林両省の下に一大救農土木事業を起し，農民に労銀収入の機会を与えて枯渇せる農村の経済を潤さんとするところの案であった⁴¹⁾」という。救農臨時議会においては，1932～34年度の3ヶ年計画としての時局匡救事業の実施が決定された。当初，3ヶ年間に，国家財政から6億円，地方財政から2億円を支出しようという計画であり，実際に，3ヶ年で国家5億5600万円，地方3億900万円，合計8億6500万円が支出された（第4表参照）。当時の国家一般会計が年約20億円であったことからすれば，かなり大規模なものだったと言って

41) 前掲『年報』第2輯（1933）p.286。

第 5 表 一般会計時局匡救事業費内訳 (予算)

(単位：百万円)

	1 9 3 2	3 3	3 4	合 計
農 林 省 所 管	4 2.7	5 8.0	4 9.8	1 5 0.5
うち土木事業費	3 7.5	4 8.4	2 4.5	1 1 0.4
うち経済更生施設費	3.4	3.4	3.1	9.8
内 務 省 所 管	6 0.8	1 2 0.7	6 4.4	2 4 5.8
うち土木事業費	4 8.8	1 0 0.0	4 9.8	1 9 8.6
土木事業費計 ①	8 6.3	1 4 8.4	7 4.4	3 0 9.0
①／一般会計時局匡救事業費(%)	5 2.9	6 9.4	5 1.1	5 9.2
①／一般会計歳出総計(%)	4.1	6.4	3.3	4.7

資料：同前『昭和財政史』第5巻，P 264～5より作成。

よい。各年度の国の一般会計歳出に定める時局匡救費の割合を見れば、それぞれ、7.8%、9.2%、6.5%にのぼった。そのかなりの部分は、農村関係の事業費であり、なかんずくその大部分は救農土木事業費だったのである。

第5表によれば、内務・農林両省所管の救農土木事業費は、国費負担分だけで、3ケ年で3億900万円であり、これは一般会計時局匡救事業費の59.2%をしめた。3ケ年間の国家一般会計歳出合計に対しても4.7%をしめる大規模な出費であった。このほかに、地方負担分が3ケ年で約2億円あり⁴²⁾、総額では約5億円の出費であった。救農土木事業費のうち、内務省所管については約50%、農林省所管については約75～80%が労賃に支払われることになっていたという⁴³⁾。このように労賃への支出を見込む部分の割合が高かったことから、救農土木事業の目的が「農民に労銀収入の機会を与え」ることにあつたことはまちがいない。救農土木事業については、施行当時からその効果を疑問視する声が強⁴⁴⁾、また単純に計算しても⁴⁵⁾これによって農家一戸のえる労賃はさほど大きなものだったとは考えられない。しかし、その直接的効果はともかくとして、この時期に、それまでなかったような多額の財政資金が農村救済のために撒布されたことの

42) 吉岡健次『日本地方財政史』(東大出版会, 1981) p.190によれば、救農土木事業費の地方負担は、1932年度5,600万円, 1933年度9,200万円であり、1934年度については正確にわからないが、3ケ年で約2億円と判断して大過ないと思われる。

43) 前掲『年報』第2輯p.287。

44) 農村における救農土木事業実施の実態については、猪俣津南雄『窮乏の農村』(岩波文庫版, 1982) p.148～52, 前掲『年報』第2輯p.292～3, 『同』第5輯p.184～7参照。ただし『年報』第5輯は、「下層農民の一時的救済として相当歓迎されつつある……」というような報告も紹介している。

45) 3ケ年総額5億円の60%を労賃への出費とすれば3億円。これを農家数を500万として割ると1戸当60円。つまり1戸当1年間に20円にすぎない。恐慌による農家所得の減少(第1表参照)と照らし合やすとき、救農土木事業の直接的効果がさほど大きいものとは考えられないことは明らか。

意義は大きい。このような大きな財政負担をとまなう救農土木事業が実施されたことは、昭和恐慌によって深刻化した農業問題の処理が、国家にとって非常に重要であったことをしめしているのである。

とはいうものの、時局匡救事業は、当初から3ヶ年間の限定的な政策として案出されており、その間に農業恐慌からの回復があまり見られないにもかかわらず、延長されることなく打ち切られている。このことは、管理通貨制に移行したとはいえ無制限な財政膨張が可能だったわけではなく、他方で軍事費の突出をおさえられないという状況におかれ、過度の農業政策への出費をさけたかった高橋財政の性格をよく表わしている。こうした財政事情は、救農土木事業とならぶ農村救済政策の柱として、自力更生主義を標榜する経済更生運動が提起された理由の一つであった（経済更生運動の財政負担については第5表の経済更生施設費の欄を参照）。財政的理由にもとづく自力更生の提唱は、高橋蔵相の、1932年7月の地方長官会議における以下の発言に典型的に表われている。

「全国各地より政府に対し救済を求むるもの非常に多きに至ったことは諸君も御承知の通りであるが……殊に近来著しきは国庫の負担を前提として自己又は或団体の救済更生を求めんとする気風が漸く各方面にび漫せんとすることでありまして常に国家全体の利害に専念するを要する政府として到底広くこの種の要望に応ずることを許さざるはいふ迄も無い所であるのみならず、いやしくも国家社会に及ぼす損失と犠牲とを意とせずして自己救済をのみ要望するの思想が一世を風びするにおいては国家は遂に破産に陥るの外ないのであります、況んや今日は満蒙問題の解決を控へたる国家非常の時であります……即ち地方にあってはまづ以て自助の精神を鼓吹するに努められ自力更生の道を講ぜしめ……⁴⁶⁾」

この中で高橋蔵相は、国家の財政的支出がむやみに膨張できないことと、満州侵略を契機とする「国家非常時」において軍事費の増加をおさえられないことから、「地方」(＝農村)における自力更生を要望しているのである。

管理通貨制への移行により、この時期救農土木事業費をはじめとする農業政策費はかなりの増加をしめた。もっともこれも、当時の農業問題の大きさに比べるとなお貧弱なものであったとも言えるのであるが、いずれにしろそれは、軍事費の膨張のもとでは過度の出費と見なされたのである。他方、いよいよ激化する農業問題の放置は、資本主義体制の存続を危ぶませたのであり、それゆえ、財政的負担の小さい、しかし効果的な農業問題処理政策として、経済更生運動の組織化がクローズアップされたのである。

次に、経済更生運動が、農村救済政策の一方の柱として確立していく過程について見よう。『日本農業年報』によれば、救農臨時議会の準備期間に「閣僚中に農民の自力更生を以って救済策の一端に供せんとするの意見ありとの風説高まり」「政府部内の此意見は、7月6日『重大なる時局に際して国民に告ぐ』と題する齊藤首相の放送によって表面化した⁴⁷⁾」。齊藤首相の放送中の

46) 東洋経済新報社編『日本経済年報』第9輯(1932) p.152。

47) 前掲『日本農業年報』第2輯p.303。

自力更生に関する部分は次のとおりである。

「……農山漁村と言はず、又都市と言はず、各方面に於て救済の声が起って居ります。然しながら、其の反面に於きましては国民の心の奥底から所謂自力更生の声が湧き起りつゝあるのがあります。即ち国民諸君が、現下の難局をはっきり認識し、此の非常時に際し、徒に国家の救済にのみ頼らず、自分自身の力に依って此の不況を克服せんとする雄々しき声が起りつゝあるのがあります。(中略)

今や此の国難に際し——此の非常時に際し、湧然として自力更生の声が起りつゝありますことは、私の衷心より歓喜に堪へない次第であります。政府と致しましては前申述べました通り、時局匡救の為、全力を傾注する考であります。国民諸君も、政府の意のある所を諒とし、自力更生の方途を講じ、官民相呼応し、戮力協心、以て此の不況の克服、此の難局打開の一日も速ならんことを切望して已まぬ次第であります⁴⁸⁾」

遅くともこの時点で、農会の提唱するような農民の自力更生運動を政府自らが組織化し、こうした運動に農村救済策の役割を与える方針が決定されていたと言えよう。放送中の「国民の心の奥底から所謂自力更生の声が湧き起りつゝあるのがあります」というのが、農会の自力更生運動の提唱を指していることは言うまでもない。

農林省による経済更生施設案の作成の過程については、高橋泰隆氏が詳しく検討している⁴⁹⁾が、それによれば、救農議会に提出すべき施設案は、1932年7月の「農村更生計画施設要綱」で、ほぼ最終案として確定した。この要綱によると、農村経済更生計画の趣旨は、

「農山漁村ヲ匡救シ経済生活ノ刷新ヲ図ルニハ単ニ政府ノ画策施設ニノミ倚頼スベキニ非ズシテ農山漁村自ラ奮起シ不況ヲ永遠ニ克服スル精神ヲ発揚スルト共ニ此ノ自力更生ノ精神ノ下ニ組織的ナル農村経済更生計画ヲ樹立シ其ノ計画ニ基キ官民一致ノ努力ニ依リ経済的刷新ヲ期スルヲ緊切トス」

というものであった。

こうして確定した経済更生に関する施設は、時局匡救事業の一環として救農臨時議会に提案され、次の諸施設について、合計315万余円が1932年度追加予算として認められた⁵⁰⁾。

1. 農山漁村経済更生に関する基本施設
 - (1) 経済更生部設置
 - (2) 中央経済更生委員会設置
 - (3) 地方経済更生委員会設置費補助
 - (4) 道府県経済更生職員設置費補助
 - (5) 町村更生計画樹立費補助
 - (6) 地方団体更生活動助成
2. 農山漁村経済更生に関する従属的施設

48) 『年報』第2輯p.303~4。

49) 高橋前掲論文p.6 ~7。

50) 農林大臣官房総務課編『農林行政史』第2巻(農林協会、1958) p.1148表による。

- (1) 産業組合活動促進の助成
- (2) 農業倉庫建設奨励
- (3) 農山漁村共同作業場設置奨励
- (4) 自給肥料の改良増殖の助成
- (5) 製炭設備費助成
- (6) 漁村共同施設助成
- (7) 種牡馬設置其他馬事に関する助成

それにより、9月27日、経済更生運動実行の中央機関として、農林省に経済更生部が設置され（初代部長小平権一）、さらに10月6日には、農山漁村経済更生計画に関する農林省訓令が出された。この訓令は、経済更生運動が意図するところを簡潔に示しており興味深いので、長文であるが全文を引用しよう。

「農山漁村疲弊ノ現状ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ図リテ民心ノ安定ヲ策シ進ンデ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ

政府ハ曩ニ之ガ救済ニ関スル応急的匡救策ヲ樹テ今ヤ其ノ実行ニ付キ最善ノ努力ヲ竭シツツアリト雖之等ノ施設ヲシテ当面ノ一時的効果ニ止マラシメズ農山漁家ノ経済生活ヲ安定セシメ更ニ将来ニ向ツテ其ノ福利ヲ増進セシムルガ為ニハ現下農村疲弊ノ由来セル素因ガ皆ニ輓近内外経済界ノ異常ナル不況ニ職由スルノミナラズ深く農村経済ノ運営及組織ノ根柢ニ横ハルモノアル実状ヲ明ニシ農山漁家ノ自醒ヲ促スト共ニ其ノ禍因ノ芟除ニ努力セシムルノ要アリ之ガ為ニハ農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ経済生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメテ農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織的刷新ヲ企画セザルベカラズ

政府ガ今回新ニ農林省ニ経済更生部ヲ設置シ経済更生計画ニ関スル諸般ノ方策ヲ実施セントスルノ趣旨モ亦茲ニ存ス其ノ綱要トスル所ハ単ニ農林漁業各個ノ経営技術ノ改善ヲ指導普及スルニ止ラズ農山漁村経済全般ニ亘リ計画的且組織的ニ整備改善ヲ図ルニ在リ就中農業経営ノ基本的要素ノ整備活用、生産販売購買ノ統制、金融ノ改善、産業組合ノ刷新普及、産業諸団体ノ連絡統制、備荒共済施設ノ充実等ハ其ノ主要ナル事項ニ属ス而シテ之等ニ関シ指導上必要ナル具体的方針ニ関シテハ今後隨時指示スル所アラントス

今ヤ各地方自奮更生ノ意気熾ナルモノアリ此ノ秋叙上ノ趣旨ノ徹底ヲ図リ農山漁村ヲシテ其ノ経済更生ニ邁進セシムルハ真ニ恰好ノ機会ナリトス然リト雖此ノ事タルヤ永年ニ亘リ逐次其ノ効果ヲ収ムベキモノナルヲ以テ計画ノ当初ニ於テ一歩ヲ誤ランカ徒ラニ画餅ニ帰スルノ虞アリ仍テ地方当局ニ於テハ経済更生計画ノ当事者ヲシテ紊リニ理想ニ走ラズ性急ニ流レズ中心人物ニ克ク其ノ人ヲ得堅実適切ナル計画ノ樹立実行ヲ為サシムルト共ニ他面之ニ参画スベキ各種産業団体ニ対シテハ其ノ本質ニ応ズル分野ニ於テ充分其ノ機能を發揮セシムル様指導督励セラルベク更ニ又精神教化運動トノ連絡協調ヲ密ニシ官民一致大ニ自奮更生ノ民風ヲ興起シ組織的統制的地方経済生活ノ整備振作ヲ図リ以テ農山漁村更生ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラルベシ⁵¹⁾」

51) 農林省訓令第2号「農山漁村経済更生計画ニ関スル件」(庁府県あて)、農林省『農山漁村経済更生計画樹立方針』(1932年) p.1~3。なお全文が農林大臣官房総務課編『農林行政史』第2巻(農林協会、1957年) p.1166~7に再録。

この訓令から読みとれるところを敷衍して述べてみよう。第一に、当面の農村救済対策の不十分さを、農民の自力更生におきかえようとする国家の意図が、明白である（たとえば「農山漁家ノ自醒ヲ促スト共ニ其ノ（＝農村疲弊の）禍因ノ芟除ニ努力セシムルノ要アリ」という表現において）。

第二に、しかしその場合の自力更生の提唱は、単に当面する恐慌に対する農民個々の自奮努力を期待するという個別的なものではなく、「農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神」を梃子として、農村部落ぐるみ「産業及ビ経済ノ計画的組織的刷新」をはかる運動に組織化しようという全般的なものである。

第三に、経済更生運動の具体的内容として考えられているのは、「生産販売購買ノ統制」や「金融ノ改善」「産業組合ノ刷新普及」などにより「農山漁村経済全般ニ亘リ計画的且組織的ニ整備改善ヲ図ル」ことである。こうした施策により、農民の反体制的な政治エネルギーの発生源である、経済的困窮の緩和が図られたのである。

第四に、訓令によれば、経済更生運動は「固有ノ美風タル隣保共助ノ精神」を持った農村部落において、「中心人物」を核にして「各種産業団体」や「精神教化運動」を利用しながら「官民一致大ニ自奮更生ノ民風ヲ興起」しようとした。こうした運動の中で、農民の反体制的政治エネルギーを吸収して、体制にとって無害なものに転化しようとしたのではないか。「当事者ヲシテ紊リニ理想ニ走ラズ性急ニ流レズ……堅実適切ナル計画ノ樹立実行ヲ為サシ」めなければならないとは、農民の恐慌克服へのエネルギーが「紊リニ理想ニ走」ったり「性急ニ流レ」たりして反体制的な性格を強めないように、国家主導のもとに「堅実適切ナル」運動として組織しようという意味なのではないだろうか。

さて、国家がこの時期に経済更生運動を農業問題処理政策の中心にすえるのはなぜだろうか。すでにⅡで見たよう、昭和恐慌による農村経済の破綻は、農民各層の体制への不満を醸成した。こうした不満は、即自的には請願運動により組織化され、左翼農民組合運動により対自的な組織化の可能性も与えられていた。このような状況において、国家は、請願運動への監視と左翼的な農民組合運動への弾圧を強め、農民の反体制的な政治エネルギーを抑圧する一方で、自ら農民の組織化をはかり、農民のそうしたエネルギーを資本主義体制の存続にとって無害なものに転化していく必要に迫られていた。それゆえここにおいて国家は、経済更生運動を通じた農民の組織化を農業問題処理の中心におかなければならなかったと言える。これが第一の理由である。

第二に、すでに指摘したように、当時の切迫した財政事情の問題がある。自力更生を標榜し農民の自発的な恐慌克服への努力を引き出そうとする、その限りで財政的負担が小さくてすむ経済更生運動は、その意味でもこの時期の農業問題処理政策としてふさわしかったのである。

ところで、経済更生運動を通じた農民の組織化は、直接的には第一の理由としてあげたような政治的理由により要請されたのであり、このことが、経済更生運動の政治的性格を規定している。しかし、それが農民の自発的なエネルギーを引き出す運動として成功するためには、運動に農民の不満を一定程度解消するような物質的基盤が付与されていなければならない。このことが、経済更生運動の経済的性格を規定するのであって、経済更生運動が、産業組合の拡充を通じた販売

購買の協同化や農村金融の改善・負債整理運動などをおこなうのはそのためである。経済更生運動が、農会の自力更生運動を理念的に引きつぎながら、運動の中心に経済団体たる産業組合をすえていくのも、経済更生運動がはたさねばならなかった経済的役割に対応してのことなのである。

これまで見てきたところにより、経済更生運動の成立過程と、それがこの時期の農業問題処理政策の中心にすえられた理由はほぼ明らかになったであろう。また、経済更生運動の本質が農民の組織化であり、農民の組織化が果たすべき二つの課題に対応して、経済更生運動が政治的・経済的な二側面を持つことも述べた。

IVでは、以上の分析をふまえて、経済更生運動の具体的態様と性格、特徴についてさらに詳しく見たい。

IV 経済更生運動の性格

1. 経済更生運動の概観

経済更生運動は、救農臨時議会（1932年8～9月）でその実施が決定されたのち、農林省経済更生部設置（9月）、農林省訓令公示、「農山漁村経済更生計画助成規則」発表（10月）、農村経済更生中央委員会設置（11月）、「農山漁村経済更生計画樹立方針」発表（12月）と矢つぎ早の展開を見せ、同年中に運動の本格的開始を見たのであった。

運動の実行機関は、第一に、中央においては、農林省経済更生部を中心とし、これに内務省地方局・社会局、文部省社会教育局の政府機関、帝国農会をはじめとする各種農林漁業団体の協力が加えられた。さらに、以上とは別に、産業組合は、1932年4月に産業組合拡充五ヶ年計画の実施を決定していたが、経済更生運動が産業組合活動の促進をうたっていることから、この拡充計画は実質的に経済更生運動と一体化した。それゆえ産業組合自体も、経済更生運動の重要な実行機関化したのであった⁵²⁾。

第二に、町村においては、経済更生計画を樹立し計画実行を指導督励する機関として、「町村吏員、学校教職員、農会、漁業組合、産業組合、森林組合其ノ他ノ団体関係者、農林漁業ニ経験アル者等当該町村ノ主要ナル人物を網羅シテ⁵³⁾」町村経済更生委員会が組織された。「計画を実行する責任者としては町村役場が中心となり、町村長が陣頭に立ち、これに農会長、産業組合長、学校長が加わって、経済更生の四本柱となって計画遂行を推進させた⁵⁴⁾」。さらに、「農林漁業ノ改良等ノ実行ニ付テハ農会、漁業組合、森林組合等」が、「全般ニ亘ル販売、購買、金融、利用等ノ経済行為ノ実行ハ産業組合⁵⁵⁾」が分担した。そして、部落全農家を組合員とする任意申合せ組合として普及しつつあった農家小組合（名称は農事実行組合・農家組合など様々）が、経済更生運動の最末端（部落）における実行機関に位置づけられた。

次に運動の内容について見よう。「農山漁村経済更生計画樹立方針」は、次のような6項目か

52) 前掲『農林行政史』第2巻, p.1149～56, p.1162～3。

53) 前掲『農山漁村経済更生計画樹立方針』p.7～8。

54) 日本農業研究所『経済更生運動略史』(1951) p.15。

55) 前掲『農山漁村経済更生計画樹立方針』p.8。

ら構成された。

1. 農山漁村経済更生計画樹立実行及指導ノ機関並ニ計画樹立実行ノ順序方法
2. 農村経済更生計画樹立方針
3. 山村経済更生計画樹立方針
4. 漁村経済更生計画樹立方針
5. 農山漁村経済更生計画ト産業組合ノ指導方針
6. 金融改善計画樹立方針

「農村経済更生計画樹立方針」によれば、経済更生運動が意図するところは、土地や資金・労力の利用の合理化、経営の集約化と多角化、生産手段の自給化や生産方法の改良による経営費の軽減など。あるいは生産と販売の統制や生産手段の配給統制。家計面では、生活用品の自給や配給の共同化、貯金の励行、負債整理など。その他、農村金融の改善、部落組合の充実、農村教育・衛生など多面的であった。これらを一言で整理することは難しいが、その底に流れる考え方は、農家の勤勉努力により経営の集約化と多角化、自給化と商品化をはかり、家計を節約工夫して恐慌を乗り切ろうという、文字通りの「自力更生」であった。

とは言え、ことが生産物・生産手段の販売・購買や金融にも及んでいる以上、農家個々の努力の範囲を越えることは言うまでもない。経済更生計画では、こうした農家個々で対応しきれない領域、すなわち生産物・生産手段の流通や金融の合理化を産業組合に担当させることにした。そのための具体的な方針についてふれているのが、「経済更生計画ト産業組合ノ指導方針」および「金融改善計画樹立方針」である。この中では、経済更生計画中の販売・購買・金融・利用等の経済行為については産業組合を中心とすること、産業組合の事業を拡充すべきことが明記され、そのために産業組合が行なうべき事柄についてこと細かく指示されていた。

以上、経済更生運動の実行機関および内容について概観した。その中で、経済更生運動の性格を確定する上で注目すべきだと思われる点は、第一に、産業組合の位置づけが非常に大きいこと、第二に、部落を単位とする農家小組合が、運動の最末端の実行機関にされていること、第三に、農家自身の自力更生が重要視されていることであろう。本章では、この三点を中心に経済更生運動の性格を見ることにする。まず2では、経済更生運動にはたした産業組合の意義を、経済的側面・政治的側面から確定する。次に3では、部落組合である農家小組合が、経済更生運動の末端の実行機関におかれたことの意義、一般化するならば、更生運動における部落の意義を確定する。4では、経済更生運動における自力更生主義の性格を確認し、合わせて経済更生運動の担い手の性格について若干の考察を行なう。

2. 経済更生運動と産業組合

1ですでにふれたように、産業組合は経済更生運動の開始に先立つ1932年4月産業組合（産組）拡充五ヶ年計画の実施を決定していた（開始は1933年1月）。産業組合が、この計画を打ち出すに至った直接的な原因は、恐慌により運営が困難になったり経営の破綻を見る組合が現われ、それに対して組合の整備・充実・刷新が叫ばれたこと⁵⁶⁾にあった。その限りでこれは産業組合の自主

56) 前掲『日本農業年報』第3輯（1933）p.116。

的な恐慌対策と言えるものであった。ところが、1932年秋に経済更生運動が開始され、更生運動の経済面における実行が全面的に産業組合に委ねられ、産業組合の拡充自体が奨励されるに到り、産組拡充五ヶ年計画は事実上経済更生運動と一体化して推進されることになった。産組拡充五ヶ年計画は、産組未設置町村の解消・全農家の産組加入・四種事業兼営化・無限ないし保証責任化・系統機関の利用などを促進し、産組事業の拡充をはかったのであるが、このような産業組合の活動促進は経済更生運動の重要な柱でもあった⁵⁷⁾。政府はこの時期、産業組合に対する補助金交付や種々の特権付与をなしたのである。このように、産業組合の自主的な拡充運動は、経済更生運動に吸収され、国家により促進された。系統農会の提唱する自力更生運動が経済更生運動として組織化されたのと同様に、ここにおいても小商品生産者たる農民の恐慌克服へのエネルギーが、国家によって組織化されたと言ってよい。

さて、以上のことをふまえて、産業組合が経済更生運動にはたした意義ないし役割を確定したいが、そのためには経済的側面と政治的側面に分けて考えるのがわかりやすいであろう。まず経済的側面から見よう。

産組拡充五ヶ年計画が実行される過程で、産業組合は組織・事業ともに飛躍的な発展を示した。第6表により、いくつかの指標について、五ヶ年計画開始前年の1932年度と、計画の最終年度にあたる1937年度とを比較しよう。組織面では、組合総数こそあまり変化がないが、四種兼営の数が急増していることが注目される。組員総数・農業組員数とも着実に増加している。事業面では、貯金額の増加と比較した貸出金額の停滞というアンバランスが気にかかるが、他の部門は総じて急激な発展を示している。販売事業の中では米穀のきわ立った増加が目につく。その結果販売総額にしめる米穀の割合は、1932年度の33.2%から1937年度の44.3%に増えた。これは1933年に成立した「米穀統制法」の運用にあたり、政府が米穀の取引きを産業組合に集中するようにしたことの影響が大きかった⁵⁸⁾。また米穀に次いで販売事業中重要な位置をしめた麦（1937年度販売総額の12.5%）・繭（同10.7%）・生糸（同6.7%）についても、「政府の救済資金の供給か、増産奨励によるところが大き⁵⁸⁾」かった。購買額中の最大品目は肥料であり、その割合は1937年度には42.6%をしめた。これについても、政府が1930年に「肥料配給改善助成規則」を設けて産業組合の肥料取扱事業を助成したこと効用が大きかったという⁵⁸⁾。これらの事実によっても、この時期の産業組合の発展が、国家の政策的推進によるところが大きかったことが理解されるであろう。

次に、産業組合のマクロ的な次元での発達と、個々の農家経済の改善にどの程度の寄与があったのかを見る前に、農家の産組加入についてやや詳しく見ると、この間農家組員数は順調に伸びたが、全農家の産組加入という目標にはほど遠く、1937年度においても、加入農家は全農家戸数の76.5%にとどまった。他方この時期、「出資能力ナキ小産者ニシテ産業組合ニ加入困難ナル者」にも「産業組合ヲ利用セシムル⁵⁹⁾」ために、部落組合である農家小組合の産組加入が促

57) 経済更生部の設置にともない、産業組合課は、副業課とともに農務局から移管された。

58) 協同組合経営研究所『農業協同組合制度史Ⅰ』（1967）p.20～1。

59) 前掲『農山漁村経済更生計画樹立方針』p.60。

昭和恐慌期における農業問題の激化と経済更生運動

第 6 表 産組拡充五ヶ年計画期の産業組合の発展

		1932年度	33	34	35	36	37
組合数	総数	14,352 (100)	14,651 (102)	14,815 (103)	15,028 (105)	15,460 (108)	14,512 (101)
	(うち四種経営)	4,497 (100)	6,062 (135)	7,206 (160)	8,430 (187)	9,831 (219)	10,362 (230)
組合員数(千人)	総数	4,978 (100)	5,238 (105)	5,506 (111)	5,795 (116)	6,127 (123)	6,206 (125)
	(うち農業組合員数)	3,523 (100)	3,694 (105)	3,874 (110)	4,060 (115)	4,297 (122)	4,266 (121)
農業組合員数 / 農家戸数 (%)		62.4	65.7	69.0	72.4	76.8	76.5
事業額 (百万円)	貯金	1,063.2 (100)	1,179.1 (111)	1,268.0 (119)	1,378.3 (130)	1,514.9 (142)	1,747.8 (164)
	貸出金	1,031.8 (100)	1,024.7 (99)	1,021.4 (99)	1,040.7 (101)	1,056.6 (102)	1,069.9 (104)
	販売	202.8 (100)	261.4 (129)	313.2 (154)	376.7 (186)	478.3 (236)	598.9 (295)
	(うち米穀)	67.4 (100)	94.3 (140)	141.5 (210)	155.4 (230)	207.6 (308)	265.3 (393)
	購買	129.1 (100)	156.0 (121)	196.1 (152)	249.3 (193)	281.3 (218)	355.3 (275)
	(うち肥料)	46.3 (100)	63.6 (137)	76.7 (165)	101.0 (218)	120.6 (260)	151.2 (326)
	利用	5.7 (100)	6.8 (119)	8.1 (141)	9.5 (165)	10.9 (191)	12.5 (219)

資料：農林省経済更生部『産業組合要覧』昭和7～12年版より作成。米穀・肥料の数字は『同要覧』概要部分の叙述，その他の数字は統計表部分を参照した。

- (注) 1. 各年度は当該年7月1日より翌年6月30日まで。組合数・組合員数・貯金額・貸出金額は年度末現在の数字、販売額・購買額・利用額については年度内の累計額を示す。
2. 組合員数は調査組合についての合計。組合総数にしめる調査組合の割合は年々増加する傾向にあり，1932年91.3%，1937年94.7%。事業額についても同様のことが言える。
3. ()内は 1932年度を100とする指数。

進されたが，結果は芳しくなかった。すなわちこの時期，産業組合を利用する資格を持つ農家の割合は急速に増えたのであるが，同時にまたこうした資格を持たない農家が多く存在したことも事実であった。

さて，第7表で，組合員1人当たりの利用額を見ると，貯金・販売・購買の三事業において顕

第 7 表 組合員 1 人当たり平均利用額

(単位：円)

	1932年度	33	34	35	36	37
貯 金	271 (100)	285 (105)	298 (110)	307 (113)	317 (117)	387 (143)
貸 出 金	263 (100)	247 (94)	240 (91)	232 (88)	221 (84)	218 (83)
販 売	64 (100)	74 (115)	81 (126)	90 (139)	103 (161)	127 (198)
購 買	39 (100)	43 (111)	49 (128)	58 (150)	60 (155)	72 (187)

資料：同前『産業組合要覧』昭和7～12年版より作成。

(注) () 内は、1932年度を100とする指数。

著な増加を示している反面、貸出金の低下が目につく。この点について、産業組合中央会「産業組合拡充五ヶ年計画第五年度実績報告」は、「活発なる資金貸出を可能にするような経済条件が創出されなかったために貸出が極めて低調に終始し、遂に余裕金のみが大となり、その一部は発展しつつあった販購利事業関係の組合資本に直接利用せられたが、尠からざる部分は……有価証券乃至国債投資等の農村外資金へ逃避せざるを得なかった⁶⁰⁾」と総括している。このことは、産業組合の経営体としての側面を如実にあらわしているのであり、産業組合が、農家の逼迫した全融事情の改善に果たしえる役割の限界を示している⁶¹⁾。他方販売・購買事業の利用絶対額についても、たとえば1937年の農家平均不債526円、稲作収入749円、肥料支出135円⁶²⁾などと比較して、大きいと考えるか小さいと考えるかは微妙な問題であろう。とりあえずここでは、購販事業利用の連年の増加を確認できればよい。

むしろ問題は、産業組合を利用することにより、農家が「一体どれほど安く品物を買ひ、またどれほど高く農産物を売ることが出来たか⁶³⁾」にある。猪俣津南雄が紹介している数字(第8表)によれば、農家にとって産業組合価格は商人資本価格より1.0～4.2%有利であった。この数字をどのように評価するかはデリケートな問題であり、実際猪俣の場合はこれを「大多数人が驚ろくであろうほどわづかなものである⁶³⁾」としている。たしかにこの数字は驚くほど大きなものではない。恐慌で破綻にひんした農家経済の改善にとっては、文字通りささやかな貢献をなすだけであろう。しかしながら、経済状態の悪化に対して勤勉さと節約によって立ち向かおうとする小生産者たる農民にとって、一銭でも安く(高く)商品を購入(販売)できることはそれなりに魅

60) 産業組合史編纂会『産業組合発達史』第4巻(産業組合史刊行会、1966) p.168。

61) もっともこうした産業組合の限界を補完するものとして、政府の低利資金融資があったことは特筆に価する。

62) 第1表と同じ資料の、自作・自作・小作の平均による。注6)でも述べたように農家経済調査の対象は比較的上層であるから、ここに負債額等をおかけたような農家の産組利用は、第7表にいう平均額よりは多かったであろうことが予想される。

63) 猪俣津南雄『日本に於ける農業恐慌と産業組合』(学芸社、1935) p.270。

昭和恐慌期における農業問題の激化と経済更生運動

第 8 表 産業組合価格と商人価格との比較

(単位：円)

購 買	肥料商価格①	産業組合価格	差 額 ②	② / ① (%)
大豆粕 (正玉 1 枚) {現金掛買	1.8 8	1.8 2	0.0 6	3.2
	1.9 4	1.8 7	0.0 7	3.6
過 磷 酸 石 灰 (10 貫) {現金掛買	1.3 9	1.3 4	0.0 5	3.6
	1.4 4	1.3 8	0.0 6	4.2
硫 安 (10 貫) {現金掛買	3.7 8	3.7 2	0.0 6	1.6
	3.9 1	3.7 7	0.1 4	3.6
販 売	米穀商価格①	産業組合価格	差 額 ②	② / ① (%)
玄米 1 俵 庭先相場 {現金掛売	8.7 2	8.9 5	0.2 3	2.6
	8.8 6		0.0 9	1.0

資料：猪俣津南雄『日本に於ける農業恐慌と産業組合』（学芸社，1935）P 269～72 より作成。

(注) 原資料は、肥料については「昭和 8 年における 890 ケ町村について農林省の調査せるもの」、玄米については「産組調査，昭和 8 年 1 月」とあるが、詳細は不明。

力的であり、こうした産業組合の流通活動が経済更生運動の「勤儉」という理念に対して一定の経済的裏付けを与えたことの意義は大きいのではないか。

以上見てきたように、この時期の産業組合の組織・事業面における発達は、目標ないし政策理念と比べるとはなはだ限定されたものであった。しかし同時に、恐慌により困窮にひんした農家の一定の部分を、若干ではあれ救済する役割を果たしたことも事実であろう。しかもそうした幾分かの経済的成果は、経済更生「運動」ないし産業組合主義「イデオロギー」と一体化することによって、その実際の量でははかりえない意義を発揮しうるのではないか。なお、あらためて確認しておくならば、産業組合のこの時期の発達が補助金や特権付与により政策的に促進されたことや、信用組合への低利資金融資に見られるように、その経営体としての限界が政策的に補完されたことが重要である。

次に産業組合が経済更生運動にはたした役割の政治的側面を見よう。これは産組拡充運動⁶⁴⁾の政治的意義は何かということである。

産業組合の発達は、結果として農村における肥料商・米穀商あるいはゴム工業者・醤油醸造業者など⁶⁵⁾の中小商工業者の活動の場（市場）を狭めるので、彼らの産組拡充運動に対する反発をもたらすことになった。中小商工業者による反産業組合運動（「反産運動」）が本格化するの、産業組合の拡充五ヶ年計画の樹立された昭和 7 年の後半期から昭和 8 年の初期へかけてで

64) 経済更生「計画」を経済更生「運動」と呼ぶのと同じ意味で、産組拡充「計画」を産組拡充「運動」と呼ぶ。

65) 地方によっては産業組合自らがゴム靴製造や醤油醸造に乗り出す例があった。地方における反産運動の主体と、運動の様相については、前掲『日本農業年報』第 3 輯，p.132～9 参照。

あ⁶⁶⁾」った。反産運動は、当初個別的・地方的なものであったが、1933年後半より全国的な組織化の動きを見せ、同年10月には日本商工会議所を中心として「全日本商権擁護連盟」が設立されるに至った。

このような反産運動の盛り上がりに対して、産業組合側は当初静観的な態度をとったが、反産運動が全国的に組織化されるに至り、「愈々反産運動の全面的排撃に方針を改めこれが実行に着手した⁶⁷⁾。」こうして1933年12月、「反」反産運動の全国機関として「全国農村産業組合協会」（農産協）が設立され、本格的な「反」反産運動が展開されることになるのである。実質的に「反」反産運動の前衛としての役割をはたしたのは、1933年4月に全国連合が結成された「産業組合青年連盟」（産青連）であった。「産業組合青年連盟は、その結成の当初に於ては、『反』反産を目的とするものではなかった。然し実質的には既に創設当初より『反』反産の前衛たる運命に置かれた⁶⁸⁾」のである。そして、農産協・産青連は、産業組合拡充のために、政治運動にも進出することになる。

産業組合は、商人資本の流通過程からの排除という意味で農民にとって合理的であるが、同時に独占資本にとっても流通費用の節約という意味で合理的であったことは言うまでもない。ところが、産組拡充運動は、産業組合の発達により資本主義的経済制度を排除し農村を解放しようという産業組合主義的イデオロギーによって粉飾されることにより、「革新的」よそおいを付与された。こうした産組拡充運動の「擬似革命性」は、運動が反産運動の激しい攻撃を受けることによって益々強められた。産組拡充運動の「擬似革命性」は、活動的な農村不満分子を産青連に吸引しつつ、農民の反体制的政治エネルギーに発散の場を与えたのであった。すなわち、「産組の拡充は、……中農層の中の活動的分子 — 体制の側で放置すれば農民組合運動の指導者として反体制の方向に進む可能あるもの — に体制補強の為の — 本人は決してそうは意識していないが — 活動の場を与えたという点に重要な意義がある⁶⁹⁾」のである。

産業組合が経済更生運動にはたした政治的役割を見る場合、もう一つ忘れてはならないのは、部落団体である農家小組合を、産業組合に加入できるようにしたことである。しかしこのことはむしろ、一般的に経済更生運動における部落の位置づけの問題として考えるべきだと思うので、次の3で述べることにする。

3. 経済更生運動と部落

部落団体である農家小組合が経済更生運動の末端実行機関にされたことはすでに1でもふれたが、ここでは、農家小組合を法人化して産業組合に加入しうるようにした施策にも着目しつつ、経済更生運動と部落という問題を考えたい。

『農山漁村経済更生計画樹立方針』は、

「農事実行組合及養蚕実行組合ハ隣保共助ノ根本精神ニ基ク経済更生計画実行ノ基礎的実行機

66) 前掲『年報』第3輯, p.129。

67) 前掲『年報』第4輯(1934) p.152。

68) 前掲『年報』第7輯(1935) p.338。

69) 石田雄『近代日本政治構造の研究』(未来社, 1956) p.234。

第 9 表 農家小組合の組織状況 (1933 年)

		総 計	一般的事業を行なう小組合	特殊事業を行なう小組合
区域別組合数	総 数	253,036 (100.0)	131,428 (100.0)	103,608 (100.0)
	一部落ないし一部落未満	208,447 (82.7)	129,267 (98.4)	79,180 (76.4)
	一部落より大きい範囲	26,589 (10.5)	2,161 (1.6)	24,428 (23.6)
	大			
組合員の構成 (人)	総 数	7,525,093 (100.0)	3,108,548 (100.0)	4,416,548 (100.0)
	自 作	2,213,069 (29.4)	916,234 (29.5)	1,296,835 (29.4)
	自 小 作	3,159,922 (42.0)	1,279,798 (41.2)	1,880,124 (42.6)
	小 作	1,769,945 (23.5)	749,590 (24.1)	1,020,355 (23.1)
	地 主	217,244 (2.9)	88,909 (2.8)	128,335 (2.9)
	そ の 他	164,913 (2.2)	74,017 (2.4)	90,896 (2.0)
1 組合当組合員数 (人)		32.1	23.7	42.6

資料：農林省農務局『農家小組合に関する調査』（1936年12月）より作成。

(注) 一般的事業を行なう小組合は、「農村農家の生産、消費、社会其他各般に亘る事業を目的とするもの」であり、特殊事業を行なう小組合は、「特定の事業を目的とする組合例へば採種組合、煙草耕作組合、出荷組合、養蚕組合、家畜組合、養鶏組合、副業組合、納税組合、貯金組合等」である（『同調査』P1）。

関ト為り販売、購買、金融、利用等ノ経済行為ニ付テハカメテ産業組合ニ加入シ之ト一体ヲ為シテ其ノ任務ヲ完フシ農事ノ改良、部落ニ於ケル其ノ他ノ諸施設等ニ付テハ農会其ノ他ノ団体ト連絡協調シ以テ経済更生計画実行ノ任務ヲ完ウスベキモノトス（添点一引用者）⁷⁰⁾」と記している。ここに「農事実行組合及養蚕実行組合」と書かれているものは、一般に農家小組合と言い直してよいが、そもそも農家小組合とはどのような性格を持った組織だったのであろうか。

棚橋初太郎氏は、農家小組合を「一般に部落を区域とする任意の申合組合であり、その機能は農業生産技術、農業経営の内部的方面、その対市場的方面、農村社会生活等に関する広汎にして

70) 前掲『農山漁村経済更生計画樹立方針』p.8。

かつ多種の事項にわたるものである⁷¹⁾」と総括している。第9表によれば、1933年現在の農家小組合総数の88.7%が、一部落ないしそれ未満を組合の区域とした。この割合は一般的事業を行なう小組合の場合さらに高く98.4%であった。このことから、農家小組合が基本的に部落団体であったことが確認できる。また組合員の階級構成は、全体で見ても一般的事業を行なう小組合に限定して見ても、耕作者である自作・自小作・小作の合計が約95%をしめた。階級別の組織率については、適当な資料がないので、1941年現在の数字に頼らざるをえない(第10表)。これによれば、耕作者の組織率はほぼ100%に近かったが、地主は75.3%であり、その他は26.5%にすぎなかった。同じく第10表で組合長の階級構成を見ると、組合員の構成に比べて地主・自作の割合が高くなっており、部落内部における土地所有の力を感じさせる。とは言うものの、組合長のほとんど(89.2%)が耕作者であったことも事実である。農家小組合は、組合員の構成においてももちろん、組合長の構成においても、耕作農民の団体としての性格を強く示していたと言ってよい。

このように部落を区域として、その領域内の基本的にすべての耕作農民を包括し、「その区域としての部落における共同生活上の伝統性または伝統的協同精神、すなわち隣保共助の精神を協同的要因の基調とする⁷²⁾」農家小組合を、経済更生運動の末端実行機関化することによって、国家による農民の組織化の体系が完成したと言ってよい。このように部落、ないし部落団体である農家小組合を媒介とした点に、経済更生運動における農民の組織化の大きな特徴がある⁷³⁾。

救農臨時議会を通過した産業組合法改正(1932年9月)は、農家小組合を簡易な法人(農事実行組合)化して産業組合に加入できるようにした。これは先に引用した『……樹立方針』の農家小組合に関する規定を保証するものであるが、この改正に着目して経済更生運動における部落を通じた組織化の意義を考えてみよう。

農家小組合を法人化して産業組合に加入しうるようにしたことの趣旨について経済更生部長小平権一は以下のように述べている。

「農村に於て、部落其の他に之に準ずる地位を区域とする、真の隣保共助の実行団体であって、之を産業組合の組合員と為し、却って、産業組合の相互扶助の機能をよりよく発揮せしめ、産業組合の真の手足となりて、産業組合の本来の機能の発揮を、更に援助することとなる実行組合は、……之を産業組合外に置くことが、誤りであって寧ろ之を産業組合の中に取り入れ、之を

71) 棚橋初太郎『農家小組合の研究』(産業図書、1955) p.133。なお農家小組合には、このような各種の事業を包括している小組合(=「一般的事業を行なう小組合」)の他に、養蚕実行組合・出荷組合・家畜組合・副業組合などの「特殊事業を行なう小組合」もあるが、経済更生運動との関係で主に問題とすべきなのは前者である。

72) 棚橋同上書、p.134。

73) このような組織化の形態がとられたのは、当時の農村部落が多かれ少なかれ共同体的な関係を残していたことに規定されているのであろう。戦前日本の村落が、商品経済の浸透と農民層の分解が一定程度進みながら、生産・生活面の共同関係を残し、こうした共同関係によって小農経済が補完されていたこと。さらにそれが一種の公権力的な上部構造をもった組織であったこと。そしてそのような村落の性格が、当時の農村の諸運動と農業政策の態様を規定したことについては、斎藤仁氏の一連の仕事を参照されたい。

第 10 表 一般的農家小組合の階級別構成（1941年）

	総数	自作	自小作	小作	地主	その他
組合員数 ^①	5,284,887 (100.0)	1,475,606 (27.9)	1,976,405 (37.4)	1,436,521 (27.2)	133,028 (2.5)	263,327 (5.0)
一般的農家小組合の設立 ある地区内の未加入戸数	891,899 (100.0)	33,770 (3.8)	40,964 (4.6)	44,701 (5.0)	43,531 (4.9)	728,933 (81.7)
合計 ^②	6,176,786 (100.0)	1,509,376 (24.4)	2,017,369 (32.7)	1,481,222 (24.0)	176,559 (2.8)	992,260 (16.1)
組織率 ^{①/②} (%)	85.6	97.8	98.0	97.0	75.3	26.5
組合長数	192,562 (100.0)	96,327 (50.0)	61,280 (31.8)	14,135 (7.4)	17,867 (9.3)	2,953 (1.5)

石田 雄『近代日本政治構造の研究』（未来社，1956）P 235，238の表を参考にして，帝国農会『農家小組合ニ関スル調査』（1943）P 6，7，34より作成した。

手足として，産業組合の機能を充分發揮せしむることが緊要である。⁷⁴⁾

農家小組合は部落単位の生産・流通組織としての性格を持ち，指導・監督面では系統農会との結びつきが強く，流通面では商人資本との結びつきも強かった⁷⁵⁾。それゆえ産業組合の活動と競合する面があり，このことから当時「農家組合の存在は産業組合発展の障害物とならうとしてゐる⁷⁶⁾」とすら言われていた。上の小平権一の発言も，当時のこのような状況を充分ふまえてのものであった。経済更生運動の実行にあたり，経済活動面を産業組合に一元化するためには，農家小組合を産業組合の中に取り込むことが不可欠だったのである。

農家小組合を産業組合に法人加入させることの意義としてもう一つしばしば指摘されることに，「貧農の組織化」ということがある。たとえば高橋泰隆氏は，「必要な出資金すら支払えない層が存在しており，この層を総動員しなければ住民全部を組織したことになるから⁷⁷⁾」農家小組合を法人化して組合員にしたのだと言う。氏の主張の一つの根拠は，『農山漁村経済更生計画樹立方針』中の「農山漁村経済更生計画ト産業組合ノ指導方針」が，「産業組合ノ組合員ノ加入奨励」という項の（四）で「出資能力ナキ小産者ニシテ産業組合ニ加入困難ナル者ハ農事実行組合又ハ養蚕実行組合ノ組合員トシテ産業組合ヲ利用セシムルコト」と言っていることにある。しかしながら，氏はとくに指摘していないが，この項は，まず（一）で「区域内ノ住民ヲシテ洩レ

74) 小平権一「産業組合関係法規の改正及産業組合中央金庫特別融通及損失補償法制定の主旨」（産業組合中央会『産業組合』1932年10月号）p.23。

75) この点についてたとえば，「（農家小組合の一引用者）購入物品は肥料（及び農具）であるが購入先は産業組合となつてゐるところもあるが，大部分は肥料商である。」—山口敏夫「貧農の小団体としての農家小組合と産業組合」（『産業組合』1931年12月号）p.27。

76) 山口同上論文p.22。

77) 高橋前掲「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」p.9。

ナク産業組合ニ加入セシメ」という基本目標を提示し、(二)で「農事実行組合」の産業組合加入促進をうたうが、(三)で産業組合に加入した「実行組合ノ組合員モ産業組合ニ単独加入スル様努メシムルコト」があらためて確認されるという構成になっており、先の(四)は言わば例外的な規定なのである⁷⁸⁾。

このことからわかるように、経済更生運動は全農民の産業組合への組織化という理念を掲げながら、貧農層の経済力の弱さによって、逆に言うならば産業組合自体の経営体としての限界によって⁷⁹⁾、事実上それは不可能であり、このことを補完するものとして「政策当局は、村落そのものを組合に入れて貧農を組織にとり込むという施策をうち出⁸⁰⁾」したのである。すなわち、産業組合による「貧農の組織化」といっても、個別経営として経済的に自立化させる方向で組織化したのではなく、部落団体である農家小組合を組織化することにより、部落の一員という非独立的な形で組織化したのであった。「産業組合に対する債務に対しては、実行組合の組合員は、連帯無限の責任を負はなくてはならないこと⁸¹⁾」にされたのも、とりわけ貧農層の信用能力の乏しさを、部落全体で肩代わりさせようとしたためであろう。まさしく「独立性自主性の極めて乏しい過小農の指導はこの過小農の他に対する依存性をして安定せしめる、具体的に言へば従来農家の社会生活の基礎であり、協同集団である部落又はその組織化された農家組合の中にとけこませる事によって、所謂隣保共助の力によって彼等の生活を維持せしめるといふ方向⁸²⁾」がとられたのであった。経済更生運動は、部落を末端の実行機関化することによって、恐慌の打撃が最も深刻で自力更生しうる余地の最も少ない貧農の「救済」を、部落の「隣保共助」に委ねたのである。このことに、部落を通じた農民の組織化の特徴があると言ってよい⁸³⁾。

経済更生運動は、階級協調的な隣保共助の精神を基調とする部落を、末端の実行機関に位置づけ、部落の共同体的秩序を再編・補強し、それを梃子に、農村・農民を組織化した。こうした方法をとることによってのみ、農村諸階層の、内部に利害対立をはらみ錯綜しながら、体制への不満を蓄積していたエネルギーを、体制統合へ方向づけることが可能だったのである。このことに経済更生運動における部落の意義があると言ってよい。

4. 自力更生主義と経済更生運動の担い手

経済更生運動が農民の自力更生運動としての性格を持つことはすでにしばしば述べた。そして農民のこうした運動への志向——自力更生主義が、農民の小商品生産者としての性格に帰因することも、すでにⅢ-1でふれたところである。ここでの課題は、第一に、このような農民の自力

78) 前掲『農山漁村経済更生計画樹立方針』p.59~60参照。

79) 山口前掲p.31によれば、「経済団体としてこの産業組合が経済力のない貧農の組合加入を余り歓迎しない傾向ある……」。

80) 斎藤仁「戦前日本の村落における低所得層の位置」(滝川勉編『東南アジア農村の低所得階層』、アジア経済研究所、1982、所収) p.34。

81) 小平前掲論文p.24。

82) 帝国農会「農業新聞」1937年6月28日論説「過小農指導と農家組合」一石田前掲『近代日本政治構造の研究』p.242。

83) 国家から貧農の「救済」を委ねられた部落が、実際にその問題に対していかなる対応を示したかについては、斎藤前掲論文参照。

更生主義の性格をより明確にすることであり、第二に、それをふまえて経済更生運動の担い手の性格（階層性）について考察することである。

自力更生主義の性格を確定する際にまず考えねばならないのは、それが単なる精神主義的な「勤儉力行」にすぎないのかどうかということである。小商品生産者たる農民は、そもそも経営・家計の両面において多かれ少なかれ収支を調整する余地を持つ。すなわち経営面では、増産や新作物の導入による現金収入増加をはかる一方で、雇用労働の排除や肥料などの生産手段の自給による支出の切りつめが可能である。また家計面でも自給品の利用や生活程度の切り下げにより現金支出を減らすことができる。このうち自給品の利用や雇用労働の排除、自己労働の強化は、言わば商品経済に背を向けて行なうことができる。しかし他方、農民が基本的に商品経済にまきこまれている以上、努力して増産したところで売れなければ仕方がないし、生産手段や生活用品がすべて自給できるわけでないことも言うまでもない。つまり農民の自力更生といっても、市場との接点を断った地点で行ないうるわけではない。ここにこの時期産業組合が急激に発達することの農民にとっての必然性があるのだが、それはともかく、農民の自力更生は商品経済の一定の進展をふまえるとき単なる精神主義にとどまりえない。

経済更生運動は、こうした農民の自力更生主義をとりこみ、小商品生産者にとっての恐慌克服策として、それなりの合理的な体裁を有する運動として展開したと言うべきであろう。この点に経済更生運動がまがりなりにも全農民を組織化しえた経済的根拠があると言ってよい。とは言うものの、反面自力更生がはなはだしく精神主義的ないし観念的な性格を持っていたことも事実である。これは村落内に以下に述べるような複雑に錯綜した階級・階層関係が存在するにもかかわらず、自力更生がこうした関係を放置したまま行なわれざるをえなかった以上、当然のことと言えよう。

第一に、土地所有関係の問題がある。小作農にとって最大の支出項目は小作料であり、恐慌による経済破綻は当然彼らに小作料引下げを強く希求させる。しかしながら、自力更生主義の階級協調性、すなわち地主も小作もない部落全体での勤儉の奨励は、小作人のこうした要求の顕現化を抑制する役割をはたすのである。このことを敷衍するならば、まず自作農の方が小作農より自力更生主義への親和性が強いであろうことは容易に想像されうる。また、一方で恐慌の打撃を受け、他方では小作農の階級意識の高まりに没落の不安を感じざるをえない、耕作地主層の自力更生運動への親和力も、小作農よりはるかに強かったに違いない。このように同じく小商品生産者であり自力更生運動への親和性を持つと言っても、土地所有関係に規定されて、その程度にはかなり異なるものがあると言ってよい。

さて第二に、自力更生しうる余地ないし幅が経営階層により異なるという問題がある。恐慌により賃労働機会が激減する中では、農家の経営改善の余地は、すべて耕作面積の広狭によって規定されていると言っても過言ではない。たとえば上層においては、雇用労働を排除しつつ家族労働を強化することにより労賃支出を減らすことが可能であるが、この場合排除された雇用労働は、しばしば下層農家により提供されたものだったのである。下層農家は、農業ないし農外賃労働機会を奪われる一方、支出についてはそもそも切りつめる余地が小さい。収入面においても同様な

ことが言えるのであって、上層農家は相対的に大きな耕地を持ち機械装備や資金力にも勝るから、有利な新しい商品作物の導入も可能であるが、下層農家にはそうしたことをする土地も資金もないのである。産業組合の利用に顕著な階層性があったこともしばしば指摘されている⁸⁴⁾。こうした事情から敷衍すると、上層農家の方が下層農家より自力更生主義にシンパシーを持っていたであろう。

自力更生はそもそもこのような複雑な問題をはらんでいたから、部落を梃子にした階級協調的で精神主義的色彩の濃い運動として展開されざるをえなかったのである。経済更生運動は農民の小商品生産者としての合理性に見合った側面を持ち、それゆえまがりなりにも全農民の組織化に成功しえたが、同時にそれは農村の階級・階層関係を隠蔽した運動として展開されざるをえなかった以上、精神主義的な締めつけと「反都会」的な農本主義的イデオロギーを必須のものとしたのである。

第一の課題は以上ではぼ明らかになったと思われるが、第二点、すなわち経済更生運動の担い手の性格についても、すでに示唆されていると言ってよいであろう。等しく小商品生産者であり自力更生への志向を持つ農民ではあるが、実際に自力更生運動によってどれだけ経営を改善できるかを考えてみると、階層によってその程度は全く異なった。場合によっては、自力更生運動によってこうむる利害が相反することすらあった。それゆえ、経済更生運動の担い手は、論理的には、経営階層としては上層ないし中間層、すなわちおおむね自らの家族労働を燃焼しうるだけの経営面積を耕作しうる階層であったと推測することが許されるであろう。また土地所有面から見れば、耕作地主や自作農の方が小作農よりは経済更生運動への親和力が強く、担い手層への進出も相対的には多かったであろうことが推測される。しかし自力更生主義が、農民の小商品生産者としての性格に帰因する以上、担い手層の性格を規定する要因としてより本質的なのは前者だと言ってよい。

以上のことを整理するならば、経済更生運動の末端の担い手として、部落の中間ないしそれ以上の経営面積を持つ、耕作地主や自作農・自作小農の姿が想定されるが、個々の村落においては、商品経済の浸透度合や農民層分解の構造、地主・農民諸階層の力関係に規定されて、担い手の性格も流動的であることは言うまでもない。

5. まとめ

経済更生運動の性格について、ここで一応の整理をこころみよう。この時期の農業政策は、昭和恐慌による農民の反体制的な政治エネルギーの醸成とそうしたエネルギーの対自化の可能性に対して、上からの全農民の組織化の課題を負った。こうした課題を担うべく登場したのが経済更生運動であった。経済更生運動は、産業組合の拡充などによって農民の経済的不満をある程度解消しつつ、他方で隣保共助の精神を基調とする階級協調的な部落秩序による農民の反体制的な政治エネルギーの溶解をはかり、突出した部分については「擬似革命的」な「反」反産運動が発散の場を与えた。経済更生運動は、このような経済的・政治的機能を持ちつつ、それが相即的に展

84) 「経済更生」の階層差については、猪俣前掲『窮乏の農村』が詳しい。

開することにより、農民の上からの組織化としての役割をはたしたのであった。

しかし逆に農民の側から見るならば、一定の昂場を見せた反体制的な政治エネルギーが、どうして反資本主義的な運動まで高まることなく、経済更生運動を通じて国家に組織化されてしまったのか、という問題が残る。このことについてはVで述べることにしよう。

V 農民の反体制エネルギーの性格

—むすびにかえて—

昭和恐慌が惹起した農民の反体制エネルギーはかなり複雑な性格を持った。さしあたりそれは資本主義的恐慌のもたらした農家経済の破綻に端を発するものであったから、たしかに反資本主義的な性格を持ったと言ってよい。これは自作農・小作農あるいは耕作中小地主などの農村諸階層に共通するものであった。しかしこの場合の「反資本主義」は、資本主義の発達の中で没落の危機に瀕する小商品生産者ないし小所有者、一般に小ブルジョアとしての資本主義への反感であって、必ずしも社会主義的なものではなかったことは言うまでもない。むしろ小ブルジョアたる農民の「反資本主義」意識は、資本主義の牙城たる都市と都市住民たる労働者への反感、さらにはそのような都市に発生した社会主義への反感を強く持ったものであった。さらに農民の反社会主義意識は、当時の社会主義運動が、小ブルジョアたる農民の体制不満を組織化するための理論を十全な形で持ち合わせていなかったことによっても強められた。以上まず第一に、当時の農民の反体制エネルギーが、「反資本主義」・反社会主義——言いかえるならば農本主義的な性格を持ったことを確認しなければならない。農村救済請願運動が組織した農民の反体制エネルギーは、総じてこのレベルにおけるものだったと言ってよい。

第二に、さらに農民の反体制エネルギーを複雑なものにしたのは、農村内部における土地所有関係であった。すなわち資本主義に対しては同質の反感を持つ耕作中小地主・自作農・小作農などの農村諸階層も、お互いの間では、土地所有関係を媒介にして対立する関係にあった。しかもこの場合、小作農や自小作農の不満は、資本主義へ向けられるよりは、地主に向けられやすい傾向を持った。なぜなら、彼らが客観的には資本主義の発達により没落の危機に瀕しているといっても、資本主義の作用は具体的には認識されにくいものであるのに対して、地主は具体的に彼らの経営から高率な小作料を奪うものとして立ち現われるからである。それゆえ、小作農の立場からすれば、たとえ相手がともに独占資本主義の圧迫を受ける中小地主であれ耕作地主であれ、反資本主義的な利害を共有するものとして観念される以前に、土地所有関係をめぐる敵対者として観念されるのである。これは中小地主・耕作地主にしても同様であり、恐慌による経済的打撃に対して彼らがまず取ろうとする手段は、資本主義への反対運動を組織することではなくて、小作地を取り上げ自作地化することや小作料の引上げをはかることであった。

左翼的な農民組合運動は、総じて農村の土地所有関係の止揚を第一義的な目標としていたのであり；当初から小作農・自小作農のみを基盤とする運動であった。土地問題の解決が農民運動にとって重要な課題であることは言うまでもないが、自作農や中小耕作地主への働きかけの回路を欠いていたことは農民運動として致命的な欠陥であろう。しかも欠陥は運動の階層的な広がり

制約したということだけにあるのではなく、運動がいわば小作農の即自的な要求に依拠している限り運動の対自的な発展が展望できないということにもあると言えよう。土地争議に偏重した左翼農民組合運動が、恐慌期の農民の錯綜した反体制エネルギーの組織化に立ち遅れていたことは否めない。しかし運動経験の積み重ねは、こうした閉塞状況を突きやぶるべく農民委員会運動を生み出したのであった。広汎な農民諸階層の多面的な要求を組織化しようというこの運動の提起は、閉塞した左翼農民組合運動に、量的かつ質的な発展の契機を与えたと言えるのである。しかしながら国家がこのような運動の展開を放置するわけもなく、徹底的な弾圧により運動は大きな発展を見せることのないまま終息していったのである。

さて、農民委員会運動の持ったもう一つの画期的な意義は、部落世話役活動の提起にある。このことは部落を活動の基盤にしない限り、農民を組織化しえなかったことを示しているが、部落を活動の基盤としたのは何も農民委員会に限ったことではない。一般に「小作人組合の基礎は……大部分は部落区域だ⁸⁵⁾」ったし、請願運動も部落を梃子として署名活動を進めた。経済更生運動が部落を農民の組織化の梃子としたこともすでに述べたところである。このように各種の運動が部落を基盤としたことは、いやがおうでも農村における部落のはたした役割の大きさを想定させるが、この部落の存在こそが、農民の反体制エネルギーに複雑な性格を与える第三の要因である。

当時の部落は、農民が農業生産を行なう上でも生活する上でも不可欠の場であった。これは、個別農家が生産力的に自立していなかったと言い直してもよいのであるが、このことは部落に階級協調的（隣保共助的）な、同時に排外的な一定のまとまりを与えた。こうした部落の性格が、部落の秩序や規範を破壊するものとしての「資本主義」や不在村地主への反感を内包していたこともまたたしかであり、時に不在大地主との闘争における基盤となることはあった⁸⁶⁾が、本質的にはむしろ保守的・復古的な性格を色濃く持っていたと言えるだろう。農民の反体制エネルギーは、こうした部落秩序の中で一定程度緩和されつつ、どちらかといえば、農本主義的な右翼急進主義の「擬似革命性」へのシンパシーを強めていったのではないか。

経済更生運動は農民の反体制エネルギーのこうした複雑な性格をよくつかまえて、資本主義を維持・補強するような方向へ変換させたと言ってよい。経済更生運動がそのために産業組合を、そして部落をうまく利用したことは本論で展開したところである。しかしながら、経済更生運動の農民の組織化の方法が巧妙だったというだけではなく、農民の性格自体に、経済更生運動の柱である自力更生主義・産業組合主義あるいは部落的な階級協調主義への親和性があったこともまた事実なのである。

〔付記〕本稿は筆者が東北大学農業経営学研究室に提出した修士論文に若干手を加えたものである。論文の作成にあたって、菊元富雄前教授、酒井惇一助教授をはじめ農業経営学研究室の皆様にご多大なご指導をいただいた。拙い本稿に発表の機会を与えて下さったことと合わせて、

85) 前掲『日本農業年報』第5輯p.215。

86) 小作争議と村落との関係については、斉藤仁「土地所有構造についての一試論—戦前日本の小作争議と村落—」（滝川勉編『東南アジア農村社会構造の変動』、アジア経済研究所、1980、所収）参照。

昭和恐慌期における農業問題の激化と経済更生運動

記して深く感謝の意を表したい。また東北大学経済学部渡辺寛教授，秋田県立農業短大工藤昭彦助教授には，農業問題の見方について教わる点が多かった。また畏友葛生政則氏（現東北大学教養部講師）には本稿作成中有益な助言をいただいた。合わせて感謝の意を表したい。